

午前9時59分 開会

議長（山本一成君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、12日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

6番（乙咩千代子君） 1週間の始まりということで、ばしっと、はきはきと元気に、明るくやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、周産期医療システムについてのお尋ねをいたします。

先日、4番議員さんの方からも質問をしておられましたけれども、東京で妊婦が脳内出血を起こし、受け入れ病院が見つからず、残念ながら命を落としてしまったという悲しい事件は、日本じゅうで大きなニュースとなりましたので、皆さん方の記憶にも新しいことと思います。特にこれから出産を控えている妊婦さんにとっては、不安を抱えざるを得ない状況だったと思っています。それでなくても女性にとっては出産、特に初産の妊婦にとっては、期待と不安で精神的に動揺していますので、こういうニュースはあってほしくありません。また、けさも帝王切開中に妊婦がやけどを起こしたというニュースも報道されていまして。

私は、以前にも自分の妊娠・出産が大変だったと言わせていただいたことがございましたが、私の場合は、当時の医療機関のおかげで、母親、我が子ともに命を救っていただけましたが、もしかしたら我が子を亡くした母親の一人であったかもしれません。一人の妊婦としてつらい経験をしていますので、母親はもちろんですが、胎児、新生児が亡くなることは、当時の自分を思い出し、そのつらさが伝わってまいります。今回は、母親が不幸にも亡くなりましたが、かわいい我が子をどれほどまでに待ち望んでいたろうかと思うとともに、妊娠・出産の怖さを改めて感じました。

そこで、まず、今回の事件で注目をされています周産期医療の周産期とはどういう時期を言うのか、お答えください。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

周産期とは、出産後生育可能性が認められる妊娠22週目から生後7日未満の時期を指し、この時期は母体や胎児、新生児にとって最も大切な時期と言われております。

6番（乙咩千代子君） 要するに母親、妊娠中のお腹にいる胎児、生まれた、出産後の新生児の両方を対象に使われている言葉ということのようです。

では次に、周産期での胎児、新生児の死亡率は、別府市では平成18年度は5名ということでした。死亡原因は個人情報との関係などで非公開のようですが、何か予防策というものは考えられるでしょうか。お答えください。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

周産期での死亡率を下げるため、国では、妊娠11週以下での妊娠の届け出率100%という目標を設定し、早期の妊娠届け出の勧奨に取り組んでおり、別府市でも、母子保健指導を行う際の基本的な事項として指導を行っております。しかし、国内全体で見ますと、妊娠11週以下での届け出は、平成18年度で70%にとどまっており、届け出が遅くなればなるほど医師の適切な判断を受けられず、出産の際のリスクが高くなるものと言われております。

6番（乙咩千代子君） 私には考えられませんが、未受診妊婦も少なからずいるようですので、妊娠11週以下での妊娠届け出率100%に向けての御指導をぜひお願いしたいと思います。

では次に、大分県内の周産期の救急医療体制は、他県よりも整備をされているということでしたが、その核となる総合周産期母子医療センターとはどういうものなのでしょうか。お

教えてください。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

総合周産期母子医療センターは、産科と、それから新生児科の機能を集中し、主にリスクのある妊娠・出産とリスクのある新生児の管理を専門に行い、周産期における突発的な緊急事態に対応できるよう、24時間体制で医療を行う第3次医療施設を指します。いわゆる、妊産婦と新生児専門の救急救命センターと言えます。

大分県内では、平成17年4月に大分県立病院内に初めて総合周産期母子医療センターが整備されました。このセンターには、新生児集中治療管理室NICUと県内初となる母体・胎児集中治療管理室MFICUを完備し、突発的な緊急事態に対応できるようになっております。ことし8月現在、この総合周産期母子医療センターは、全国で45都道府県、75施設が整備されております。

6番（乙咩千代子君） リスクの高い妊産婦と新生児のトラブルに対応する24時間体制の救急救命センターということで、ほとんどの県に整備されているということですので、とりあえずは安心と言えらると思います。別府市内には、2次施設となる別府医療センターがあり、1次施設から搬送され、必要であれば3次施設への搬送となるわけですが、スムーズな情報のネットワークができていけると言えらると思います。

また、大分県は、最重要課題の一つである少子化対策の一環としても位置づけられ、安心して子どもを産み育てるための環境づくりを推進するため、妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を提供することを目的として整備されているということでした。

参考に、別府医療センターでは、ほとんどの出産に対応できるとのことでした。私は、未熟児であった我が子を県病に連れていかれ、母子を離されましたが、今の別府医療センターでは、未熟児に対応のドクターもおられるということでした。ただ、心臓に病気などを持って生まれた新生児への対応は、3次施設の大分の県病ではなく、ドクターヘリで福岡の病院へ搬送するというので、過去にもそういう事例が別府医療センターでもあったとのことでした。ですから、別府市内で出産をされる場合は、安心して臨むことができると言てよいかと思います。

では次に、このようにすぐれた機能を備えた施設があることは、非常に心強いことではあります。先日の東京での事故のように受け入れ拒否などが起こった要因、また周産期医療の問題点は何でしょうか。お答えください。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

まず、産科医と医療機関の絶対数が不足をしております。産科医は、過酷な労働環境のもと医事紛争の増加もあり、分娩を取り扱わない医療機関がふえ、若手医師も産科医を希望しなくなっております。別府市でも出産できる医療機関が、平成10年度は10施設ありましたが、現在では4医療機関だけとなりました。大分県内では、市町村内に出産できる医療機関のない市町村がまだ七つほどあります。また、晩婚化の進行に伴い高齢出産などハイリスク妊娠によるハイリスクを負った新生児が増加し、総合周産期母子医療センターの集中治療室が不足しているのが現状です。これらの体制整備が行われないと、妊産婦の急患者の受け入れ拒否が続き、さらには少子化対策にも影響が出るのではないかと危惧されております。

6番（乙咩千代子君） そうだと思います。確かに産科が少なくなっております。産科の常勤医師の確保ができずに、定数割れに陥っている施設が多く存在するということが報道をされておりますが、日本の周産期医療は世界に誇れる高度な医療だと言われております。ですから、この数十年で日本の新生児医療が発展し、これまで助けられなかった胎児や新生児が助かるようになってきております。しかし、妊娠・出産は全く安全だと信じている人がほとんどだと思いますが、決してそうではありません。母親は、自分の命をかけ

て妊娠・出産に臨んでいます。そんな母親が、安心して子どもを産めるような社会になっていくことを願いながら、この項の質問を終わらせていただきます。

次に、子育て支援についての質問をさせていただきます。

平成19年度に子育て支援室を利用された方は、どのくらいおられますか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

平成19年度に子育て支援室を利用された方は、329件でございます。

6番（乙咩千代子君） 児童虐待を受けたと言われる虐待とは、どういうのがあるのでしょうか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

児童虐待の種類でございますけれども、身体的虐待、ネグレクト——育児放棄です——心理的虐待、性的虐待の4種類でございます。

6番（乙咩千代子君） 別府市内の被虐待者の年齢別件数はどのようになっていますか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

年齢別ではゼロ歳児から3歳児未満が23件、3歳児から6歳児未満が29件です。小学生は52件、中学生は14件、高校生、その他は5件となっております。計123件でございます。

6番（乙咩千代子君） それでは、児童虐待に至る要因は何だと考えられますか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

とりわけ10代の妊娠の方で望まぬ妊娠、マタニティーブルーで産後うつ病など精神的不安定な時期にある、疾患、精神的障がい、知的障がい、アルコール依存症などを抱えている、それと保護者自身が愛情を受けて育っておりません。育児のノウハウを知らず、未熟な子育てがストレスを増大させているというのが要因となっております。

6番（乙咩千代子君） それでは、虐待を受けている児童に最初に気がつくのはどういう人が考えられますか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

順番は、学校、家族、親戚、児童相談所、保育園、民生委員、児童委員の方とか町内の方などでございます。

6番（乙咩千代子君） 厚生労働省が発表している児童虐待の件数が、全国で4万件を超え、前年比8.9%増、その中で身体的虐待が1万6,296件と最も多く、次いで保護の怠慢、拒否、ネグレクトですね、1万5,429件となっているようですけれども、別府市での状況はいかがでしょうか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

ネグレクトが一番多く、次に身体的虐待が多く、総数で虐待件数が123件でございます。

6番（乙咩千代子君） 同じように厚生労働省が発表している資料の中で、主な虐待者は、実母が62.4%、実父が22.6%となっておりますが、別府市の状況はいかがでしょうか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

実母が一番多いのは、ネグレクトで66件、割合で言いますと76.4%でございます。実父が一番多いのは、身体的虐待で10件、割合で言いますと14.6%でございます。

6番（乙咩千代子君） それでは、対策についてお聞きをいたします。虐待防止ネットワークづくり、早期発見早期予防などはどのようになっていますか。お答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

別府市では別府市要保護児童対策地域協議会を平成17年8月1日に成立しております。この組織は、別府市、大分県中央児童相談所、大分県東部保健所などで構成されております。なお、下部組織として実務者ネットワーク、庁内ネットワークなどがございます。

また、早期発見早期予防策ですが、啓発活動、例えば先月末、11月28日にありました児童虐待防止講演会などでございます。また乳幼児健診、育児支援訪問事業などでございます。

6番（乙咩千代子君） 虐待の相談は、平日はもちろんでしょうけれども、休日や夜間に来ることも多々あると思います。そのときの対応の仕方などをお答えください。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

平日9時から5時半までなのですが、相談室において職員及び2名の相談員が聞き取りを行っております。また、相談員が自宅に訪問して対応しております。休日は、市役所に通報がありまして、職員、相談員の携帯電話に連絡があります。また、緊急の場合がありまして、その一つは安否確認、基本的な対応として48時間以内でございます。48時間以内で相談員2名、もしくは職員と相談員2名で現場に向かって対応しております。2番目として警察同行依頼、また警察にこちらの方から通報を行います。3番目としまして、大分県中央児童相談所へ通告・通報、一時保護依頼と措置依頼がございます。

6番（乙咩千代子君） 子育て支援室の状況や児童虐待のことをお聞きいたしましたけれども、これほどまでに大変な任務を負っている場所でありながら、担当という程度にしか扱われていないことに疑問を持ちました。せめて担当を係とし、専門職を置くことでもるもろの改善もしてあげるべきだと思います。大分、佐伯は、専門職員としての心理士もいるとお聞きいたしました。児童福祉法改正の一番の改善点は、都道府県の機関が一手に引き受けていた子どもに関する相談を、2005年4月からは第1次的な窓口として市町村が担うようになってきております。市町村の業務を規定し、責任を明確にしたことだと思います。相談の窓口になるだけでなく、児童相談所との連携を図りながら、子どもが抱える問題や子どもの置かれた状況を的確にとらえ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことになったようでございます。

別府市の場合、関係機関とのネットワークができたことは、非常に評価するに値すると思いますけれども、問題点としてはどこも同じでしょうが、人員不足、勤務時間の問題、夜間や突発の事例への対応、専門性不足など職員さんの問題を抱えているような気がいたします。彼女たちは24時間体制で、その対応をするために携帯電話を持ち、というか持たされており、救急対応もし、相手によっては怖い目に遭うともお聞きしております。彼女の任期は、あと2年半ぐらいだったと思います。担当課の方も、職員の方々の職務については、相談が多岐にわたっていること、件数が増加している、今後も増加するであろうこと、専門的な知識や技術を必要とし、豊富な経験を有すること、専門性を問う職務については継続性が不可欠である等々、その重要性は十分におわかりになっているはずなのに、非常勤職員、非常勤嘱託員としてのその存在でしかないような気がいたします。幾ら子育て支援体制のシステムが整っていても、職員さんの待遇についての改善がなされなければ、次に続く人材の発掘・育成はできにくいと思われれます。児童虐待防止法施行後にも、亡くなった子どもは200人を超えているそうです。事件・事故が他人事であればいいのですが、虐待を受けている家族を救えなかった別府となりますと、住みやすい別府でもなければ、胸を張って誇れるふるさとでもないとは私は思っています。これから育っていく子どもたちには罪はありませんので、大人社会の都合で救える子どもが救えなかったということのないように、最大最善の改善を強く要望し、この項を終わらせていただきます。

次に移らせていただきます。中部地区公民館において放課後子ども教室が開催されてい

ます。心豊かで健やかな環境づくりを推進することと、子どもたちを地域社会の中で育てる環境づくりを推進することを目的とし、今年度、文部科学省の補助事業により開催をされているようです。青少年を取り巻く環境を考えると、子どもと大人が地域で積極的にかわりを深めているこの事業は、大変評価される取り組みだと思います。

そこで、これまでの事業の状況についてお聞かせください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

状況でございますが、5月10日に第1回目の教室をスタートさせ、これまで76回開催しております。主な内容は、読み聞かせ、読書、パネルシアター等の学習支援や紙芝居、昔の遊び、料理、囲碁、スポーツ教室等をボランティアの協力を得て行う地域の方との交流活動を実施しております。参加者数でございますが、低学年から高学年まで多くの児童が参加しており、延べ人数は約2,663名、大人が1,168名、合計3,831人です。1日の平均も50名であり、この事業の取り組みは、大きな成果を上げております。

6番（乙咩千代子君） 地域の教育力向上、社会教育推進としての立場からも、今後も大きな成果が上がっていくことを望んでいます。こういう事業を続けていくためには、一番の問題は、ボランティアの方々を含めた子どもに対しての安全面の確保が大事ではないかと思えます。当然のごとく、十分過ぎるほどの注意のもとに実施をされておられるわけですが、健康管理、交通ルールなどについての対応はどうされておられますか。お答えください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

今後における安全面の確保ということでございますが、教育委員会としても、安全で安心であることが最も優先されるべきことだと考えております。参加する児童には個人カードを作成し、保護者に子どもが参加したことがわかるように、カードに保護者の押印を義務化させるなどの、緊急時における素早い対応や教室に参加する際の交通面について、横断歩道を必ず渡るよう監視を行うなど、交通マナーの指導を徹底させております。

さらに、健康管理につきましては、運動時には応分の水分補給や休憩を心がけ、けがや事故に対しては、火器や刃物の取り扱い、危険行為、友だち同士のトラブル防止に備え、各机に指導者を配置し、細かく指導を行っております。

また、事業実施中における公民館内、さらには往復中の万が一の事故に関しましては、公民館総合保障制度に加入し、保障に対する対策も整えて実施しております。また、ボランティアの方々に対しても、保険に加入するなどの対策を講じております。

6番（乙咩千代子君） 今年度は石垣校区、緑丘校区、春木川校区を対象にした中部地区公民館での活動のようですが、非常に盛況で推進をしてお聞きしております。他の地域や学校での実施、またこの事業の広がり、将来的な展望をお聞かせください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

現在実施している中部地区公民館放課後子ども教室につきましては、平成20年、21年度の2カ年の期限つきで国・県の補助事業により実施しております。この事業への保護者の関心は非常に高く、また社会教育活動としての地域住民やボランティアのこの事業への要求度も非常に高いと言えます。したがって、今後の事業の広がりにつきましては、現在行っている中部地区公民館の状況並びに各学校の状況や地域の要望等を判断した上で検討したいと考えております。

6番（乙咩千代子君） 子どもたちを地域社会の中で育てる環境づくりを推進するこの事業は、大変よい取り組みだと思います。教育委員会として、この事業を続けていくための今後の課題についてどうお考えか、お答えください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

これまで事業を実施してきた中で、多くの方々に理解と協力を得て大きな成果を上げていると考えております。今後の課題としましては、まず子どもたちに多くの学習や体験活動をさせるためには、多種多様なプログラムを組むことが必要と考えております。この場合には、教育の経験を持つ方や多様な経験を持つボランティアの確保が要求されます。また、現時点において子どもをこの事業に参加させるだけでなく、保護者への協力依頼も必要だと考えております。さらに、地域住民に対しましては、さらなる事業の周知を図り、ボランティアの十分な確保に努めることが重要であると考えております。

いずれにしましても、この事業の理解と協力を得るよう努力するとともに、心豊かで健やかな環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

6番(乙咩千代子君) 担当課としての御努力も必要かと思いますが、課題を解決することにより地域の中で皆さんと一緒に子ども教室を盛り上げていただきたいと願っています。

では、次に移らせていただきます。次に協育、いわゆる協力して育てる協育、協育の推進であります学校支援地域本部事業である「別府市地域協育プロジェクト会議事業」について、お聞きをいたします。

学校支援地域本部事業は、文部科学省、大分県からの委託事業であり、本市においては「別府市地域協育」——先ほども言いましたように協力して育てる——「プロジェクト会議事業」として取り組んでおられますが、目的と内容についてお聞きいたします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

この事業は、児童・生徒の保護者を初め地域住民が実際に学校に行き、直接的に学校のことを知るきっかけとして学校支援ネットリーダーを中心とした地域住民が、学校支援事業を企画し、学校支援活動の実施を通してお互いの現状を知り、連携・協働して地域の子どもたちを育てていこうとする教育の機運の醸成とその推進を図ることを目的としております。さらに、この事業により地域においては、連帯感の形成を通じた大人社会の再構築を、また学校においては、よりきめ細かな指導を通じた豊かな学校教育活動の推進を図ることです。

6番(乙咩千代子君) それでは、この事業の現在の活動状況をお聞かせください。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

6月2日付の委託決定を受けまして、現在、南小・浜脇中学校区において、また10月1日付の委託決定を受けまして、大平山小学校区において具体的な学校支援活動に取り組んでおります。活動の内容でございますが、保護者を初めとする地域住民のボランティア活動として、総合的な学習の時間における指導や家庭科などの各教科における実習・実験時の補助等を初めとする学習サポート、図書の整理や修繕、環境整備、清掃活動等を行う学校内外の美化活動、登下校時の見守りや校外学習時の補助や、遠足時における安全サポートなどさまざまな活動を行っております。

6番(乙咩千代子君) この事業では、直接的に支援活動を行うボランティアの方々の役割が、大変大きな存在ではなからうかと思いますが、その状況をお聞かせください。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

本事業は、保護者を初めとする地域住民のボランティアによって学校支援活動を行うものでございます。これまで、南小・浜脇中学校区では123回の活動機会に、支援者として地域住民が延べ1,592人参加しております。また大平山小学校区では5回の支援活動機会に延べ35人が参加し、合計128回の活動に延べ1,627人が支援ボランティアとして参加しております。

また、地域の方々への協力及び参加要請につきましては、各校区に配置している学校支援ネットリーダーを中心に行っております。

6番(乙咩千代子君) この事業には、ボランティアの活動と同時に、今お話に出ました学校支援ネットリーダーの存在が大きな比重を占めていると思いますが、この学校支援ネットリーダーの意味と役割について、具体的にお答えください。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

学校支援ネットリーダーは、学校とPTA会員を初めとする地域の方々等をつなぐコーディネーターであります。学校の要望や依頼によって各校のこの事業の担当者及び担当教職員と協議し、具体的な活動内容や実施方法等を決定する役割を担っております。具体的には、活動希望者を募り、人数等の調整や活動とのマッチング、活動依頼等を行います。個々の活動から円滑かつ充実したものとなるよう、必要な用品等の購入から活動者の保険加入を初め、活動に際しては留意事項を各活動者に確認するなど、学校の要望を実際の学校支援活動に結びつける内容となっております。

6番(乙咩千代子君) 次に、この事業には、ボランティアの方々と教職員の連携体制も不可欠であろうと考えます。これまで事業を実施してきた中でそれぞれが困ったことや問題点がなかったか、お伺いいたします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

これまで事業実施の中でそれぞれが感じた困った点や問題点として、特には伺っておりません。本事業自体の問題点としまして、当初、対象費目として認められていなかった活動者の傷害保険でありましたが、要望の結果、現在では解消されております。

また、支援活動の具体的な内容や取り組みの様子を、できるだけ広く市民に知っていただき、本事業について御理解をいただくこと、このような部分が課題でもあります。

また、プロジェクトの核となる学校支援ネットリーダーの養成と確保、これも重要な課題となっております。このような事業自体の課題を伺っておりますが、教育委員会としても多様な機会をとらえて本事業の広報に努め、多くの市民に本事業の取り組み状況を理解していただきたいと考えております。

6番(乙咩千代子君) それでは、別府市として本事業の目標や方向性、展開についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

本事業の拡充につきましては、対象校となる教職員はもとより、保護者を初め地域住民等への本事業の周知を図ることが重要であると考えております。学校支援事業の主体となる対象校の理解はもとより、保護者を初めとする地域住民の理解と強い強力体制が不可欠であります。また、あわせて担当職員の配置等、事業実施に向けての環境整備についても考えていく必要があると考えております。このため、学校関係者を初め多くの方々に対し多様な機会をとらえて本事業の広報に努め、この取り組みを理解していただこうと考えております。

6番(乙咩千代子君) 教育長さんの答弁がなかったのですけれども、ここでもよろしいですかね。

教育長(郷司義明君) 本事業について、熱心な御質問をありがとうございました。生涯学習課長が答弁いたしましたように、本事業の目的、内容、そしてこれまでの取り組みについて、十分今後とも精査しながら、今始まったばかりですので、この事業の所期の目的であります学校、地域がそれぞれに効果が上がるように十分取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

6番(乙咩千代子君) 教育長さんじきじきに御答弁いただきまして、ありがとうございました。

この事業は、学校教育と社会教育が融合された、連携を必要とする事業で、でもそこには大きな溝のようなものがあるのではないかと感じております。現在の教育内容が多様

化している中で、地域の方々のお力をお借りし、また実物教育の場を学校に求め、地域から切り離されている学校を社会とつなげて、子どもたちと一緒に育てていこうとする、いわば私たちの時代の子育てを取り戻そうとする事業ではないかと思っています。

御答弁の中でも使われておられましたが、崩壊された地域社会、大人社会の再構築を、学校という場を拠点としてみんながつながっていく機会を、学校支援地域文部事業でつっていこうとしているのだと思います。地域の方々は、子どもたちのために何かをしてあげたい、そう思っていると思います。その結果、多数の方々がボランティアとして今回の事業に御協力されているのでしょうから、進めていくネットリーダーとしての御苦労も多々あるかと思っています。この事業は、学校を支援するという形でありながら、実は家庭教育のあり方、地域の教育のあり方、できること、なすべきことを明らかにしていくということも含まれているような気がいたします。

最後に、この事業に取り組んだ別府市、由布市、佐伯市の本事業に対するデータがありますので、幾つか御紹介をさせていただきます。

児童・生徒に聞いたものとして、「地域の人たちと学校で交流することについてどうですか」という問いに対して、80%以上の生徒が「楽しい」と答えています。家庭での手伝い、地域でのあいさつ、地域行事への参加と強い関連があるということもわかりました。また、「楽しい」と答えた生徒は、さまざまな活動に積極的であることもわかったそうです。また教員へのアンケートでは、「あなたは、この事業に賛成ですか」という問いに対し、事業を始めるときには75%ぐらいの人しか賛成でなかったのが、現在は賛成の人が90%を超えているそうです。「賛成」と答えた人は、「授業における理解力とか集中力、家庭内活動での関心・意欲・態度などにおいて子どもたちに効果がある」と評価しているそうです。それは何を意味するかといいますと、子どもたちに地域の人たちとかかわらせることは非常に効果があるということの証拠のようでございます。

この事業の必要性は、地域の中でも理解していただけるようになったと思いますので、ぜひとも委託事業でありますから、文部科学省からの何十億とも言われるその一部のお金を有効に使わせていただき、子どもたちのためにシステム、そしてネットワークをつくっていただくことを願い、この私の質問を終わらせていただきたいと思います。

十分時間が余りました。ありがとうございました。

15番（松川峰生君） 乙咩議員が時間を残していただいているので、その分をいただけるかなと思っているのですけれども、それはないと思いますので、今から頑張りたいと思います。亀井課長、先に。どうぞ、きょうはぜひよろしく願いいたします。

それでは、まず通告のとおり質問をさせていただきます。

いよいよ国も2008年度の一般会計歳出予算の4分の1を社会保障費関係に使われています。これが約26.2%、金額にして約2兆8,000億円。その中で生活保護の一応当初予算が約2兆円、これは国だけですから、これに地方を入れますと、やはり2兆8,000億円ぐらいが今生活保護の方に使われておるようになります。

そこで今回、2007年度の生活保護、全国の生活保護世帯が、今は大体月平均で前年度2006年度よりも約2.7%増の約110万5,000世帯、過去最多を更新したそうです。これは、厚生労働省の社会福祉行政業務課報告でわかりました。その中で生活保護を受けている世帯は、バブル崩壊後の1992年からふえ続け、2005年度には100万件を突破、これは単身世帯や年金が少ない高齢者の増加が要因と見られています。内訳を見ますと、65歳以上の高年齢者世帯が、前年度比5%増の約49万8,000世帯と最も多く、次に障がい者・傷病者世帯が、0.9%増の約40万世帯、次に母子世帯が、0.3%増の約9万3,000世帯の順と報告されております。

また、あつてはならないのですけれども、この不正受給は約9億8,300万円に上



り、2006年度と比べますと約2億4,000万円の増で、不正受給件数は1,310件増の1万5,979件で、1990年以来の11年間で金額、件数とも最悪を記録しているところであります。

ここで、本市においても今高い保護水準を推移していると思いますが、19年度の保護人数、保護世帯の現状はどのようになっているのか、また保護世帯の内容についてどのようなものが上げられるのか、お答えください。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

平成19年度の生活保護人数は、年度平均で3,099人、保護世帯は2,496世帯となっております。累計別世帯数は、高齢者世帯1,491世帯、傷病世帯481世帯、障がい者世帯222世帯、母子世帯75世帯、その他世帯227世帯でございます。

15番（松川峰生君） 今、課長から御答弁をいただきました。資料を見てみますと、平成17年度が保護世帯数で2,543、18年度で2,557、19年度で、今ありましたように2,496。被保護人員は、17年度が3,151、18年度が3,186、19年度が3,099。この3年間を比較してみますと、微動ですけれども、ほとんど保護世帯は2,500、保護人数では3,000を推移いたしております。これは今、課長の方から答弁いただきましたように、大分高い数字になっていると思いますけれども、そこで、この人口に占める保護世帯率は、今、全国、県下と比較してどのようになっていますでしょうか。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

全国平均の保護率は12.1パーミル、大分県が13.3パーミルで、別府市におきましては25.5パーミルとなっております。保護率を比較した場合、対全国比で13.4ポイント、対大分県比で12.2ポイントの増となっております。

15番（松川峰生君） 今、御答弁いただきました。全国、県下とも比較して圧倒的に高い比率が今推移されています。私は、この別府市独特のものがあるのではないかな、特に観光地という地域柄というものを一回ぜひ詳しく調査をしていただきたいな、そしてまたそれを検証するべきではないかな、そう思っておりますので、また大変業務多端だと思いますけれども、ぜひこの辺のところも調査をお願いしたいな、そう思っております。

そこで、国及び県の保護率の倍近くこの別府市が率を示していますけれども、その要因としてどのようなものが考えられるのか、それについてわかっている範囲で結構ですから、御答弁ください。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

全国及び県平均を大幅に上回っている要因といたしまして、別府市は第3次産業への就労依存度が高く、女性の就労先も多く、温泉があり住みやすく、また低家賃住宅が多いことから、老後においてもそこで生活を続け、収入がなくなると保護申請の道をたどるケースが多く見られることと、医療機関も多く、療養施設、介護施設の充実に伴う高齢者人口の増加によること等が考えられます。

15番（松川峰生君） 今、一応課長の方から御答弁をいただきました。まだまだ深く掘り下げて調査をする必要があるのではないかな、そのように思います。確かに観光地、他市の観光地に比べてもやっぱり別府市は多いのではないかな、数字的にも、そのように見られる傾向がございます。

そこで、決算で約60億を今上げられておりますけれども、その中で占める割合の一番多いのが、やはり医療扶助、次に生活扶助、次に住宅扶助、あるいは介護扶助というものが上げられます。また、19年度の決算を見てみますと、この扶助費、約116億、そのうちの52%が生活保護の方に使われているようになっております。

そこで、この過去3年間において相談、申請件数はどのようになっているのか、また相

談内容はどのようなものがあるのか、お答えいただければと思います。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

17年度相談件数663件、申請件数350件、開始件数318件、18年度相談件数723件、申請件数325件、開始件数275件、19年度相談件数687件、申請件数255件、開始件数227件となっております。

相談内容でございますが、主に世帯主の傷病等による収入減、稼働収入の減少、手持ち金の減少等による生活困窮への不安等の相談を受けております。

15番（松川峰生君） お答えをいただきました。17年度から資料をいただきましたので、少し見てみますと、これは17、18、19、3年間言えるのですけれども、相談件数に対して申請件数、例えば19年度ですけれども、相談が687で申請が255、約37%ですか。ということは、市民それぞれこの生活保護を申請する相談に来たときに、これだけの人数がおって、実際は申請がそれだけのパーセンテージということは、納得されたということもあるのでしょうか、やはり職員の方がきちっと説明されたということもうかがえるかな、そう思います。どちらにしても申請件数は、17年度から比べましたら少なくなっております。350、325、255。それから申請件数から実際に開始件数、これを見てみますと、17年度で約91%、18年度で85、19年度で申請から開始の人数の方が88。特に19年度では、開始件数よりも廃止件数の方が多く、約40件多くなっております。この内容をまた改めて詳しくお聞きしたいと思いますけれども、そこで、この廃止の件数と主な理由はどのようなものがあつたのか教えてください。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

廃止件数でございますが、17年度が225件、18年度272件、19年度267件となっております。廃止の理由といたしましては、19年度でお答えさせていただきますが、死亡122件、就労による収入の増加30件、社会保障金、年金等でございますけれども、その増加等30件が主な理由でございます。

15番（松川峰生君） 今、19年度の件をお答えいただきました。特に、死亡の件数が大変多いようにあります。

次に、これを担当するケースワーカーの人数と基準数、また1人が担当している件数と国の基準との比較を教えてください。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

12月1日現在でケースワーカーは26名、査察指導員は3名でございます。国の基準により算出いたしますと、ケースワーカーが6名、査察指導員2名の不足となっております。定数の不足につきましては、県の指導監査において毎年指摘されております。

担当世帯数でございますが、国の基準は1人当たり80世帯となっております。別府市におきましては平均103世帯となっております。

15番（松川峰生君） この中で、御答弁の中で査察指導員2名の不足、また定数不足については、県の指導監査においては毎年指摘されているということなのですが、確かに今大変厳しい財政の中で、それぞれの担当課も必要な人数の確保ということは難しい部分があるのではないかと思いますけれども、こういう特に人の力の要る部署にはぜひ適正な配置が必要ではないかな、そう考えております。ぜひ担当部署、特に部長を中心に、この件については前の保護のときにも私は申し上げました。ぜひこの厳しい状況の中ですけれども、人と人の交り合い、特に先ほど申しましたように相談件数から申請までの中にやっぱり職員の方がしっかり話をされているのではないかな、そういう状況がうかがわれます。ぜひこの不足の面につきましても、しっかりと職員課を中心に話を進めていただきたいな、そう思っております。特に国の基準が80世帯という中で、1人が103世帯も持っております。

そこで、ケースワーカーが基準より6名不足しています。これも例えばさっき言いましたように担当世帯が20世帯多い。このケースワーカーの負担ということについて、課長はどのように考えていますか。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

ケースワーカーは、被保護者の抱える課題に適切な助言・指導を行うため、家庭訪問による指導等が主な業務となっております。しかしながら、業務が多様化する中、デスクワークでの業務も多く、事務処理に追われる毎日でございます。負担も多い中、職員は事務を滞らせることなく頑張っています。

15番（松川峰生君） ケースワーカーの皆さんが、それぞれデスクワークをしながら、あるいは家庭訪問をしているようです。資料を見てみますと、それぞれ月に1回あるいは月2回、3回という訪問件数の資料をいただいております。月に1回、例えば142件、一番多いのが3カ月に1回、1,211、1年間に延べ約9,500という回数を担当者の方が訪問しながら、それからまた帰ってデスクワークをしながら、相当な負担ではないかな。ぜひこの現実を市長以下皆さんもしっかりととらえていただいて検討していただければな、そう思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、このケースワーカーが指導する立場であります。そのケースワーカーの研修等はどのように行われているのか、そしてどういう内容のものをしておられるのか、それについて教えてください。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

新任ケースワーカーは、市及び県主催の研修へ参加いたしまして、中堅職員や査察指導員の研修といたしましては、全国規模の研修等へ参加しております。社会福祉課内におきましては、月1回ケースワーカーの全体会議を開催しております。また、社会福祉主事資格取得のための通信研修に、毎年1名参加しております。

15番（松川峰生君） 仕事の業務が多岐にわたっていますね。外を訪問する、デスクワークをする、そして資格を取らなくてはいけない、そして研修もしなくてはいけない。相当の負担があるのではないかな。こういうようなときに、やはり別府市の職員もこういうところに行って、みずからこの部署で働きたいという職員を私は育てなくてはいけない、そう思っております。ぜひそういうのを含めながら、やはり大変なところと余り大変ではないと言ったら語弊がありますけれども、そういうところもしっかりとやはり認識していただきたいな。これは課長ではなくて市長さん以下、上司の方たちにまたお願ひしたい、そう思います。

次に、ことは特に北海道の滝川市で2億4,000万に上る多額の不正受給が発覚しております。この滝川市の事件を機にこの運用の見直しが図られ、通院する受給者に支給される交通費の補助制度が悪用されたため、厚生労働省は今年4月、交通費の支給基準を厳格化したが、一斉に反発があり、基準は緩和されています。このような大きな問題が起こる前に、ケースワーカーが小まめに問題の世帯を訪問すれば、早期に悪質な不正に気づく可能性が高くなると考えております。ただ、別府市でもケースワーカーの定数不足が生じております。財政難から多くの自治体がこの定数不足という課題に直面していることですが、全国には約1,250カ所の福祉事務所があり、約290カ所に欠員が生じています。補充がなければ担当職員の仕事量はふえる一方です。多くの自治体で財政難で人員補充が厳しい現状であります。別府市でもケースワーカーが、先ほど言いましたように6名が不足ということになっております。

そこで、今回、移送費の不正が大きくクローズアップされていますけれども、別府市のこの移送費の19年度の支出状況はどのようになっていますでしょうか。

社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

平成19年度の支給対象者は13名で、延べ57名です。支給費総額は26万2,800円でございます。市内通院者42名、市外15名となっております。最も遠い通院先は中津市内で、この方は特定の疾患があり、専門医のいる医療機関にバスとJRを利用して通院しております。他市での通院移送費の不正受給が発覚したことで、本年4月に厚生労働省より新たな支給基準が通知されましたが、別府市におきましては、以前より適正な運用を行っており、影響はほとんどありません。

15番(松川峰生君) 移送費が少ないのはどうしてかというところでございますけれども、今、課長の方から答弁をしていただきました。別府市は確かに大きな病院もたくさんあるし近くにそれぞれ開業医もあります。そういう面では大変恵まれている。それはもうこの方たちではなく私たち市民もたぶんそう認識していると思います。そういう条件の中で、中津の特定の疾病以外はほとんど市内で診察を受けているということだろうと認識、今お聞きいたしました。

そこで、生活保護の目的、これは「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」となっておりますけれども、大事なのは、自立に向けての就労指導を行っておると思います。この就労による賃金等の収入については、今どのような調査を行っておりますか。

社会福祉課長(亀井京子君) お答えいたします。

原則、毎月の収入申告書の提出をお願いしております。また、厚生労働省の通達により、関係税務担当管掌の協力のもと、年1回一斉調査を実施しております。これにより収入申告等に誤謬があった場合は、後日収入認定をし、保護費の変更をしております。

15番(松川峰生君) 全国的には給与明細を改ざんしたり、あるいはケースワーカーが定期的に保護者家庭を訪問して気づきにくい例の報告があります。厚生労働省は自治体に対しても、今御答弁がありましたように、税務当局の協力を得て受給世帯の課税状況などを調べ、不正受給発見につなげるよう指示があったと思います。特にこの不正受給の手口の内訳では、収入を全く申告しなかった例が約8,900件、次いで年金収入を申告しなかった例が2,100件、収入の過少申告が約1,800件の順になっておりますけれども、しっかりとこういうところも税務当局、あるいはその方たちと相談をしながら間違いのないように適切に指導をするべきだ、そう思っております。

最後になりましたけれども、今後の生活保護行政についてどのような取り組みを行っていくのか、それについて課長からお答えいただければと思います。

社会福祉課長(亀井京子君) お答えいたします。

現在、生活保護行政を行うに当たり、その指針となっております厚生労働省の「保護の実施要領」、「生活保護手帳」、これは別に別冊問答集がございますが、別府市では平成4年に「生活保護実務の手引き」を作成し、平成13年に改定しております。実施要領の改正、自立支援プログラム等の導入、生活保護行政の実務が年々多様化してきております。別府市では、平成21年4月の運用に向けて職員一丸となり、ケースワーカーとしての心得やさまざまな事例について、別府市の生活保護の手引書の作成を進めているところでございます。この手引書を作成することにより、今まで以上に実態に即した的確な指導や助言が可能となり、生活保護費の乱救や漏救の防止等、適正な事務が実施できるものと考えております。

15番(松川峰生君) 今、御答弁の中で「生活保護手帳」ということで、やはり窓口にお見えになったときに、職員によって対応の仕方が違う、あるいは内容が違うということは、その申請・相談に来た方によって大変不自由をかけると思います。ぜひこういうものを利用しながら、どなたが窓口で受けても、どなたが出ても、一定水準のお話ができるという状況を維持することが大事ではないかな、そう思います。あの人が行ったときには

こういう話だった、あの人が行ったときにはこういう対応をしたということがあってはならないと思います。人間がやることですから、完璧は無理にしても、最低限度のこのマニュアルをつくって、そして相談に来た方にしっかりとしたお話をすることが大事であろうと思います。特に最初に御答弁いたしました3,049人の保護者の方、それから2,496の保護世帯の方々を皆さん方が指導・管理していくことになると思います。これから課長を中心に一層の保護行政の適正化に努めるようお願いして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

次に教育行政、保健室登校について質問させていただきます。

今、「保健室登校」と言いましたけれども、「別室登校」ということで進めさせていただきます。

近年、別室登校が全国的にふえています。財団法人日本学校保健会が、2006年10月の5日間を、各学校が選ぶ形で行った調査では、いつも別室にいるか、特定の授業は出席できても、主として別室にいる子の割合は、小・中・高とも5年前よりも増加いたしております。別室に入る学校は、小学校で、1人でもおれば数字に入っていますが、45%、中学校では61%、高校では51%になっております。小学校では1,000人当たり2人、これは2001年をすべて比較します。2001年では1.2人。中学校では6.6人、2001年では5.6。高校生は2.8、2001年では1.4。男女別では、小学校1年を除いて小2から高3までの全学年で最も多いのは、中学3年生の女子、1,000人当たり12.9、中2の女子で9.4、中1の女子で6.9と続いています。いずれにしても、女子が男子に比べて大分多いようにあります。

学校に行きたがらないから、子どもが安心して過ごせる場所が定着してくる。これはいかどうかは別にしても、少なくとも学校まで来ているということは事実だろうと思うのです。このような中から、別府市内においてのこの別室登校の児童・生徒の、その実数について、また学年別、男女別の人数、さらに別室登校している児童・生徒の中で不登校傾向の児童生徒の実数をお伺いしたいと思います。

学校教育課参事(宇都宮精彦君) お答えいたします。

小・中学校において別室登校の人数ですが、11月末現在で小学生6名、中学生32名の計38名でございます。そのうち不登校傾向の児童・生徒は22名でございます。学年別では、小学校4年生が3名、5年生1名、6年生2名、中学1年生が4名、2年生13名、3年生15名でございます。男女別の内訳は、男子10名、女子28名でございます。

15番(松川峰生君) 国の不登校対策の変化をしてみると、2003年では、文部科学省の不登校問題に関する調査研究協力者会議の報告は、「立ち直るのを待つだけでは改善にならない」と働きかけの大切さを打ち出しています。「学校への促しは、状況を悪化させてしまうこともある」とした1992年からの話の転換が行われています。以来、不登校の子どもへの学校復帰策が積極的に行われるようになり、学校に来るが教室に居場所がない子どももふえていることは事実です。「子どもは悩み、言葉にする前に体の不調にあらわれ、別室はそんな子どもたちの駆け込み寺」というような報告もなされていますけれども、そこで、その別室登校の児童・生徒がふえる傾向にありますけれども、また減らないとすれば、その原因・背景はどのようなものがあるのか、お答えください。

学校教育課参事(宇都宮精彦君) 現在、別府市では、ここ数年ふえたり減ったりという状況を繰り返しておりますが、その原因及び背景については、さまざまな要因が重なり、一概には申せませんが、きっかけの最も多いのは、他の児童と人間関係のトラブルにあります。また、中学校に入学し、大きな集団に何となく不適應を起こす生徒も年々増加する傾向にあります。背景としては、我慢する力や人と上手に交わる力が弱くなってあります。また、基本的な社会ルールを身につけることの不十分さなどが上げられます。

15番(松川峰生君) なかなか難しいですね、いろんなことがありまして。昔は、私たちのときは、幼稚園に全員行くわけではなくて、小学校から。今は保護者の方たちが共稼ぎが多いので、小さいときから保育園に預けて、それから幼稚園の形、そして小学校に行くという中で、小さいときから保育園等で人間関係の形成ができていないのかなと思いますけれども、なかなか難しい状況になっていると思います。やはりこれは学校だけでは難しい。今答弁がありましたように、家庭環境にもその原因があるのではないかな、そう思います。

そこで、この別室登校をしている生徒にどのような対応をしているのか。その点についてお答えください。

学校教育課参事(宇都宮精彦君) 別室登校している児童・生徒に対しまして、学級担任を初めその時間、担当授業のない先生方、それから養護教諭等が学習プリントなどを使用して、個別指導やグループ指導を行ったり、または面談を行ったりしております。しかしながら、別室登校する児童・生徒の状況により相談室や保健室など複数の居場所の確保が必要な場合もございますし、またときには個々の児童・生徒への対応も必要なことから、全教職員の共通理解のもとでの指導・支援の充実に努めることが課題と考えております。

15番(松川峰生君) 私も見たことがあるのですけれども、やはり保健室に、それぞれそこに来た子どもたちが養護の先生とお話をしたり、それから長テーブルがあって、そこを囲んで勉強というか雑談を昔しているのを見たような気もいたします。そういう状況の中で養護の先生の負担も大変ではないかな。少なればいいのですけれども、多ければ、それぞれにまた対応していかななくてはいけない。特に校長先生、教頭先生含めて全校体制でこれをやはり考えていかななくてはいけないな、そう思います。ぜひこれは一部そこだけ来る子どものことだけでなく、養護の先生だけではなく、やっぱり校長を中心に学校全体で取り組むことが大事ではないかな、そう思います。

この別室登校の児童が教室に戻れるように、学校は本人、保護者にはどのような働きかけを行っているのでしょうか。

学校教育課参事(宇都宮精彦君) 学校では、担任を中心にこのような児童・生徒に対しまして、学力補習を行いながら学級に戻る際の、先ほど申しましたように高いハードルになっている他の児童との人間関係の修復等面談を行っております。また、保護者に対しては、学校の指導・支援方針とずれないように定期的な面談や家庭訪問を実施しております。さらには不登校傾向の児童・生徒に対しては、スクールカウンセラー、または総合教育センターの教育相談員との面談を進めているところでございます。

15番(松川峰生君) 今、別府市のこの担当の職員の方が2名と聞いています。スクールカウンセラーは、県から週4時間、8名の方がこちらの方に来ていただいているというふうにお聞きいたしております。養護の先生をふやすことはなかなか難しい問題もありますけれども、一番いいのが、こういう状況にならない体制をつくる。日々先生方が、子どもと人間関係の構築に努めていただくということも重要な要素の一つではないかなと思います。

提言として、別室登校の解消に向けて政策の一つとして、今言いましたように養護教諭の増員が考えられる、そのように思っていますので、ぜひまた教員現場の中でも県への働きかけをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、学力テストの公表について質問させていただきます。

この問題、17番議員さんが厳しくお話をされました。前、後ろにいろんなやじもありましたけれども、すべて対応してすばらしいなと思いました。ぜひ見習って勉強したいな、そう思っています。特に今回、この学力テスト、大分県の平均正答率は、全国平均と比較するとすべて下回っております。総じて楽観ができない結果となっておりますけれども、県

・市教育委員会は、結果の詳細な分析を進め、今後やはり学力向上への取り組みに一層力を入れる方針を立てるべきではないかな、そう考えます。今回、大分県教育委員会の現状を見ますと、ことし、全国にこの大分県の名をはせました教員不正採用事件にかかる汚職事件、また今回の全国学力テスト結果との因果関係があるのかどうかわかりませんが、県教育委員会もこの問題については、やはり県教育委員会の自助努力が問われています。これも、しっかりとやっていただきたいなと思います。

そこで、実は先般、新聞を見ていましたら、このような記事が出ておりました。少し読ませていただきます。「これは『読者』と名のる方から届いた手紙。文面から察しますに、中学のお孫さんがいる年配の女性ようだ。手紙からは、教員採用などをめぐって県教育界を根底から揺さぶった贈収賄事件の思わぬ波紋に心を痛み、事件のおかげで有名になってしまった大分の現状を悲しんでいる様子が伝わってくる。関西方面に修学旅行に行ったお孫さんが、お土産を持ってきてくれた場面から手紙は始まる。身振り手振りを交えた3泊4日の楽しい旅行話、ついつい笑顔で聞いているうちにお孫さんの一言で心が凍りついた。旅先のある店で『どこの県から来たのか』と尋ねられたお孫さんは、とっさに『福岡県です』と答えてしまったという。うそは絶対についてはいけないと日ごろから言っていた私も、このときは考えさせられました。だれが子どもにこのようなことを言わせたのかと思うと、腹の中が煮えくりかえります。なぜお孫さんは正直に『大分県』と言えなかったのか。問い詰めると、『無理ね』という答えが返ってきたという。大分県は、今や全国で有名になってしまい、それにしても悲しいことです。子どもたちが胸を張って『大分県』と言えるのはいつの日のことになるでしょうか。苦しい胸の内、お孫さんの胸の中をだれかに聞いてほしくて手紙を書いたという。県外で『大分』という名は出せない。これまでもそういう言葉は何度か耳にした。県教育界を揺るがしたこの事件は、多くの県民の心を卑屈にさせてしまった。その意味でも罪は深い」という記事が載っておりました。

そこで、今回この学力テストについてですが、別府市は、17番議員さん、あるいは猿渡議員にもお答えがありましたけれども、今の時点ではまだ正式には「公表する」と言っていないのですけれども、やはり「徐々に」という答弁が教育長から出ておりました。ぜひ教育長の方から、11月10日に広瀬知事が「この状況について公表してもいいのではないかな」という発言をなさいました。この知事の発言について教育長はどのように考えておられるのか、御答弁ください。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

まず最初に、今回の学力テストの目的は、これまでもこの議場でしっかりと議員の皆さん方にお話をしていると思いますが、児童・生徒に還元していくということが、これが最大の目的でございます。そのためには、まず学校が保護者や地域にきちっと事実を説明し、どういう取り組みをしていくのか、そしてまた家庭や地域に協力を仰いで子どもたちの学力向上に向けての取り組みをしていくことが何よりも大切だというふうに考えております。そのためには、この議場でもお答えしておりますが、今回の学力テストにつきましては、ぜひきちっと別府市の状況をお知らせするというには変わりございません。

ただ、答弁を何度もしておりますが、この公表については、十分意を尽くしていかなければならないだろうというふうに思っております。この公表が、やはりプラスの方向になっていただきたい。公表したために学校を責めたり、それから先生方を責めたり、家庭を責めたり、また教育委員会もしかりですが、それぞれが責任のなすり合いをしていくような状況ではいけない。やはり別府市の子どもたちを育てていくためには、それぞれが協力して育てていくことが何よりも大切でございます。知事もそのような意味で、学力の向上に向けては、学校と保護者と家庭が、地域が一体となって学力を高めていくことが何よりも大切であるという意味から、公表へのコメントをしていると私はとらえております。

今後、しっかりと公表はしていきたいというふうに思っておりますが、何度も申しますように、段階を踏んで慎重にしていくという答弁をさせていただきたいと思っております。なお、学力の向上の場合は、もう何を言っても学校でございます。学校が日々の授業の中でしっかりと子どもたちに力をつけていくような授業を今後とも構築していくように、教育委員会もしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

15番(松川峰生君) ぜひそういう状況を早くつくっていただいて、公表するようにお願いしたいと思います。実は今回の学力テストの基礎基本の定着状況の概要ということで、ある保護者の方から、お子さんがいただいたその調査結果というのをお借りしてまいりました。これを見て保護者の方が私に言ったのは、「議員、全然この書いている意味がわからない」。例を言いますと国語A。ここに出ているのは「自然を保護する」というところがあるのですが、正解率が98.1で、全国の。そこにマル。このお子さんはたぶん合っていたと思うのですが、これでは自分の子どもの位置、自分の学校の位置がどのようになっているのか、保護者はとても関心があります。だからこそ私にこれを見せていただいたと思うのです。全然意味がわからないので、ぜひ意味がわかるようなものを保護者に渡してほしいということがありましたので、教育長の方にお知らせをしたいと思えます。たぶん教育長は、これがどういうものか見ればもうわかると思えます。私が見ても全然意味がわかりません。実はほかの議員にもちょっと見てもらったのですが、やっぱり「意味がわからないな」ということで。ただマルが書いてあって、合っているかどうかと全国の点がどうかということだけなので、ぜひこういうことも踏まえながら、最低でも保護者がわからないようなこの通知表はいけないと思うのです。(「わからないように出している」と呼ぶ者あり)あ、そうですか、どうもすみません。(笑声)ぜひわかるようなやつをしていただきたい、保護者からのこれは意見でございます。

それから、別府市の今回この点がどのようなものか。先ほど言いましたように全国の偏差値、これは50なのですけれども、全部下回っております。例えば別府市の、これはこういう新聞があるのですよ。大分県教育庁総務課から出ている「教育だよりおおいた」という中に、教育長、載っていますから、もう見たと思えます。別府市はすべて以下です。特にひどいのは中学校の英語、16郡市中15位。これは英語。数学、16分の13、13位。小学校の方は一番よくて国語、16あって7番というのが現状です。

そこで、大事なのは今後の——この公表も大事ですけれども——今後の取り組みが一番だろうと思うのですね。今後の学力向上対策を教育委員会はどのように考えているのか、お答えください。

学校教育課長(辻 修二郎君) お答えします。

気を引き締めてやる必要があるということで、三つの関係機関からちょっと御説明したいと思えます。

まず一つ目は、何を言っても教育行政に携わっている教育委員会は、四つの点で指導等を行います。一つ目としましては、別府市全体で正答率が低かったり無回答が多かったりといった問題項目に対する指導方法、この点につきましても、指導資料を作成そして提供すること。二つ目としましては、各学校が今学力向上会議を行っておりますけれども、指導主事等が参加して、その学校の取り組み等について不備や方向性が明らかでない場合、指導・助言すること。三つ目としましては、ふだん、授業を行っておりますけれども、授業参観をし、各教師へ指導方法の改善等の具体的な指導案を作成し、その検証的な評価をしていきたい。四つ目は、国語そして算数、数学などの教科担任の主任会がありますけれども、その主任会に出席して指導方法等については助言していきたい。それが教育委員会の役目です。

二つ目に、学校としましては、まず学校は、学力をつけるための年間指導計画を作成。



二つ目としましては、ただその年間指導計画が紙で終わるのではなく、そして学年に偏ることなく、全学校で学習指導方法を共通化していく。三つ目としましては、学期の終わりには必ず補助学習を行う期間を設定する。そして四つ目には、放課後等を利用して個別指導、そして個別の相談活動を実施していく。そして五つ目は、家庭との連携が必要でありますから、PTAと常に連携を図っていく。

そして、大きく保護者、家庭の取り組みとしましては、この学力テストの実施の目的、そして点数化されていることについて共通理解をしっかりと持つこと。二つ目としましては、この学力テストはいわゆるPTA会長そしてPTAの役員会、そして学年・学級の役員、そして保護者が、家庭教育の方向を具体的に協議し、その協議した結果を早速新年度からは実施していくというような方向で取り組む。

そして三つ目としましては、常に学校と連携を図るというように、大きく市教委と学校とPTAが一つ一つ目標を持って取り組むということで、今後力を入れていきたいと思っております。

15番(松川峰生君) ここに関西大学教授の白石真澄先生が、某資料にこのように書いております。「学力テスト公表が改革の第一歩」ということで、「よい意味で切磋琢磨を促す。学力テストを市町村ごとに公表することの是非をめぐって意見が対立している。地域の学力を広く知らせることが教育水準の向上に役立つとして、秋田県や大阪府では知事が公表の意思を表明した。一方、教職員組合を中心に学校の序列化を固定する、過度の競争をあおるといった心配から強く反対する声も上がっている。私は——先生ですよ——市町村単位で公表するべきだと考える。保護者にしても教員にしても、うちの学校はどんなのだろうかということを知りたいはずだ。物事を改革するには現状認識から始まる。むろん、発表の仕方は工夫しなければならない。学校ごとに生の平均点を公表することが適切かどうかは議論の余地がある。ただ、少なくとも教員が自分の学校の平均点を把握していなければ、学校の改革はできないはずだ。反対する人たちは、過度の競争が許せないと言うが、言葉のトリックに惑わされてはいけない。競争意識はすでにある。少しでも成績を上げるために塾に通わせることは、ごく普通だ。よい意味での切磋琢磨を学校現場に導入することが教育再生には不可欠だ。自分の教える学校が平均点以下ということがわかれば、どうやれば学力を伸ばせるかを真剣に考える。定期的に結果を公表し、児童・生徒や教員の努力が成績アップにつながることを明らかにすれば、さらに上のステップを目指す原動力になる」ということを書いておられます。

最後に、先ほど教育長や課長が答弁いただきました。特に最後の課長の答弁、ぜひこの答弁が絵にかいたもちにならないように、ぜひ全力で取り組んでいただくことをお願いして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

次に移ります。担当の平松課長、いいですか。

議長(山本一成君) 続けてください。

15番(松川峰生君) 第63回大分国体、9月11日から、それから10月12日からも全国障害者スポーツ大会がありました。中身については、もう国体の話はたくさん出ていますので、私は、その後の施設整備についてお伺いしたいと思います。

特に今回、セーリング場の新しい船艇というのですかね、船を入れる倉庫、それから市営青山プール、またアリーナ等の工事。これからこういうもの、物をつくれば必ず後に管理が必要です。物は徐々に古くなってきます。それを少しでも延ばしていくためには、施設のアフターケアが必要だと思っておりますが、それをどのように考えているのか説明をしてください。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

議員さんの御指摘のように、大分国体や障害者スポーツ大会で整備をされました施設を、

今後のスポーツ振興とスポーツ観光のために維持管理していくことは、大変大切だというふうに考えております。市民の皆様やスポーツ観光で別府に訪れた方々に喜んでいただけるように、施設に補修箇所が見つかりましたら、危険性・緊急性のあるところから早急に修理を行い対応してまいりたいというふうに考えております。

15番(松川峰生君) 人間の体と同じだと思うのです。定期的に検査をし、私も11月に人間ドックに入ってまいりました。ことしで19回目になります。もし行ってなかったら、今ごろここでこういう話ができない状況も実はありまして、ポリープも全部で8個くらい取りました。そういう面で施設も同じです。定期的にきちっと整備し、そして新しくまたするということは、その施設の寿命を延ばすことになると思いますが、ただし、大きな病気もそうです。一遍に出ると大きな費用もかかるし、また時間もかかります。施設も同じなのですけれども、この施設を検証し、そしてこの施設が別府のスポーツ観光を推奨していくために、現在の施設の維持をするためにどれだけの整備費用を考えているのかをまた含めて、今後の計画を御答弁ください。

スポーツ健康課長(平松純二君) お答えいたします。

平成20年度は、修繕料として180万円、各施設整備工事費として2,120万円を予算化しております。この内訳でございますけれども、公園テニスコートのナイター照明の安定器収納箱改修工事といたしまして256万円、野口原の総合運動場屋外キュービクルのナイター照明制御盤改修工事として1,336万円、また突発的な工事といたしまして528万円となっております。今後も修繕料180万円程度と、各施設整備工事費の突発工事に対応するため600万程度は確保し、大規模工事につきましては、年次計画で予算化をしてみたいというふうに考えております。

15番(松川峰生君) 私も大変同感でございます。少なくとも必ず整備が必要です。大きな傷みは、また大きな費用がかかります。小さいうちに修理をしていく、小まめなアフターケアが大事ではないかなと思います。特に今お答えの中で3年間で数千万に近い補修が必要と。財政的に厳しいものがあるかもわかりませんが、今回の国体で使用した施設、特に新しくなりました。厳しい財政の中から、よくここまでやったなという思いもあります。

そこで、今後この施設を使う競技団体にも協力をさせていただかないといけない。やはり丁寧に大事に使っていただかなくてはいけないと思いますけれども、この各種競技団体とどのような話し合いを進めていくのか、またどのような話で進めていくのかをお答えください。

スポーツ健康課長(平松純二君) まず、新設いたしましたセーリング艇庫につきましては、旧ヨット艇庫の中にあります艇路をセーリングの艇庫に移動するように、セーリング連盟の方々に依頼をしております。また、北浜公園が今整備されておりますけれども、これがリニューアルされれば、ヨットハーバーの周辺は市民や観光客の散策がふえるのではないかとこのように予測しております。そういう意味からセーリング関係者の方々には、公の施設ということを考えて片付けをびしっとしてくださいというようなお願いをしてみました。

次に、大規模改修を行った青山プールにつきましては、まず国体の成績を踏まえまして、県内に一つしかない50メートルプールがある青山プールをどのように活用していくのか、また使い方についてもセーリングと同様に、公の施設であるということ再度認識して使用していただくようお願いをしております。

最後に、床の工事を行いましたべっぴアリーナにつきましては、床が激しく傷んだ原因と考えられたバスケットボールは、重量の軽いゴールを購入することで解決を図るよういたしております。また、アリーナでバスケットをする関係者にお集まりいただきまして、

今後、バスケットボールを移動するときは床に保護板を敷いて移動していただくように理解を求め、使用者の方々の了解をいただいたところでございます。

今後も施設の維持管理のために、各種競技団体等を中心にしながら、私どもも含めて話し合いを重ねながら今後行ってまいりたいというふうに考えております。

15番(松川峰生君) そこで、来年の4月からべっぴアリーナが指定管理となり、すべての体育施設が指定管理となります。施設の維持管理面から心配することが多々あります。当然、別府市として、管理者との間に契約を結び、施設の補修については今後も別府市が大規模な補修を行うことになるかと思えます。しかし、指定管理者と施設を使う利用者との間には、施設の使い方について明確な規約がありません。長年利用している間に使い方が雑になってくるようなこともあります。そこで、自分勝手に使えば、それだけ早く施設が傷んでしまいます。現状を少しでも長く維持するためには、その施設を利用する団体にも施設を利用する規則を徹底させる必要があるのではないかな、そう思います。初期の補修と利用者の使い方を徹底していけば、3年間で数千万というような、補修の予算を少しでも削減できるのではないかなと思えます。

そして、私がかつてスポーツ振興審議委員だったときに、各種競技団体からの要望を把握しております。例えば実相寺サッカー場の照明やアーチェリー場の距離の延長、多目的グラウンドの排水口等の施設の充実をより早く実現できるのではないかな、そう思っております。

きょうも、朝ここに来るときに、サッカー場を通って参りました。いつも通ると、あそこを水を散布しながらおじさんが車に乗って、ものすごくよく手入れをしています。先ほど課長に聞いたら、芝生のスペシャリストだということをお聞きして、そうだなと。とても上手なのですね、回り方。テレビで見るとくるくると回って、去る。こういう状況をつくれれば、やはりスポーツ観光にも大きい影響を及ぼすのではないかな、そう思っています。これからも施設は必ず老朽化します。それをどのように延命させていくのか。これはやはり担当課ではなく使う方も、それから貸す方も、みんな全体、別府市の財産ですから、丁寧に使っていただくこと。特に今後、指定管理者になります。直営ではないのでそういうところも踏まえて一層指導していくことが重要ではないかな、そのように思います。

まだ実は質問が三つ残りましたけれども、時間が来ましたので、また次回のということで、答弁を用意していただきました市長初め部課長の皆さんにおわびし、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

18番(野田紀子君) 最初に、議長にお願いがあるのですが、3番の(1)と(2)を、順番を逆にさせていただきたいと思うのですが、よろしゅうございませうか。

では、療養病床の削減計画について、お願いをします。

まず介護についてですが、国は、毎年2,200億円の福祉予算を削減して、医療費の方は7,500億円を削るという目的で、今も医療制度に大なたを振るっているのですが、そのなたの影響を論じていきたいと思えます。

まず、療養病床の削減計画について伺います。療養病床というのは、介護保険制度の介護報酬で賄われる介護病床と、医療制度の医療報酬で賄われる医療病床とがあります。国は、介護型の方は平成20年度末までに全廃をして、ほかの介護施設にかえることを法律で決めております。この別府市における介護型療養病床の現状と、さらに現時点における転換計画、またその課題をお答えいただきたいと思えます。

高齢者福祉課長(伊豆富生君) お答えいたします。

別府市には、現在20施設、347床の介護療養病床があります。国におきましては、平成23年度末までに老人保健施設や、あるいはグループホーム、有料老人ホーム等に転

換するように求められています。別府市内の療養病床を有する医療機関への転換意向調査を今まで2回実施していますが、ほとんど医療機関が明確な転換計画を持っておらず、現在まで多くが未定となっております。医療機関はその原因として、経営判断をするための転換後の介護保険制度の行方が不透明なことが挙げられています。今後、第4期介護保険事業計画期間における介護報酬等が明らかになるにつれ、諸施策が具体化していくものと思われま

す。別府市といたしましても、療養病床の転換がスムーズにいくよう支援してまいりたい、このように考えております。

18番(野田紀子君) まだ、はっきりわからないということでした。

次は、医療病床について伺います。

国は、この医療型療養病床、全国で23万床を15万床に削減予定をし、その後、また20万床に手直しをするなど方針を決めておりますが、別府市内の医療用療養病床の現況はどのようになっておりましたでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

別府市内の医療療養病床数は、ことしの11月18日現在で11病院、643床となっております。療養病床の再編については、県の所管になり、大分県医療費適正化計画において平成24年度末における大分県の目標数は、平成18年10月現在の医療用療養病床1,791床から231床減らし1,560床とすることとなっております。しかし、その内訳について、別府市の目標数値等については具体化されてお

りません。18番(野田紀子君) 県の計画を見ますと、県の東部地域とか北部地域とかに分けて、その中での大ざっぱな、大ざっぱなとかいいますが、目標数が示されておるわけで、確かに別府市において具体的にどうなるかということは明らかにはされてお

りません。療養病床削減というのは、医療と介護と両方にかかわっていることですが、県の統計では療養病床と一くくりになっております。この病床削減計画、これは入院している患者さんを、早く言えば病院から出ていってもら

う。行き場のない人は一体どうするのだろうか、普通だれでも心配になるような計画でございます。さらに入院も大分県の平均入院している日数が、平成18年は36.1日あるのです。それを3.7日短縮をして32.4日とすると、県は目標を立ててお

どう考えても無理な病床削減などするのはなぜか、わけがわからない。アメリカでは、お金のない病人を道端に捨てたとかニュースがあったが、決して人ごとではない」と、これまた救急病院での切実なお話でございました。

私にも相談があったのですけれども、ある病院に入院している人は、退院して介護サービスを利用して一人で暮らしたいというのです。いわば自立をしたいというのです。腰を痛めて治療のため入院をして、もうこれ以上よくならないからと介護病床に移って2年になります。2年の間に生活保護を受け、借りていた部屋も当然なくなっております。身寄りもなく、帰るところはありません。退院するにはまず住む家をと探してはおりますけれども、男性で75歳過ぎで、その上独居とあれば、貸してくれるという人はなかなか見つかりません。かといって施設はといえば、満杯です。有料老人ホームは、低所得者には到底無理な費用がかかります。病床削減の後にはこんな人が恐らく介護難民になるのではないのでしょうか。

病床が減るとするのは、ただ単に病人が困る、入院している人が困るということだけではございません。市内のある救急病院、大きな病院ですけれども、そこではお医者様、看護師、検査技師初め職員は200人以上働いているそうでございます。ほかのどの病院でも医療に携わる市民が働き、その給料で生活を支えております。病院の清掃から、御飯炊きのパート仕事もあります。もちろん働く人たちは、住民税、所得税、しっかり払っております。病床を削減し、病棟を閉鎖するということは、雇用を削減し、医療関係者の働き口を奪うということになります。別府市は、観光だけでなく、この医療方面でも大きく支えられております。こんなに重要で、かつ市民1人1人が病気になったとき、また介護が必要になったときの大変重要な政策なのに、国の方針は病床削減と決まっている。県の方は病床の転換について、私ども、県とお話をしたことがございますが、そのときも県の方は、「医師会の先生方の御意見を伺っている」。事ここに至っても、まだ受け皿はあやふやでございます。2015年までに3兆円の医療費を削減、2025年までに8兆円の削減を国は目指しております。この2025年というのは、昭和25年生まれ、いわゆる団塊の世代が75歳になるころでございます。現役の皆さんにも、これは決して人ごとではございません。病院を訪問しての実際の職員の方の生の声も、また開業医の先生の声も、

「こんな病床削減はやめてくれ。病院、特に町内に身近にあります開業医の皆さん、お医者さん1人のクリニック、診療所をつぶしてしまうつもりか」と、これも大層厳しい御意見を伺ってまいりました。

質問ですが、医療用療養病床の削減計画について、今後の別府市の対策はどうしていかれるのでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、この医療療養病床の定数の削減につきましては、大分県医療費適正化計画において実施されていくものと考えております。別府市の立場としましては、この削減により医療を受ける機会をなくしたり、施設にも入れない、家族の介護でも対応できないなど、行き場のない高齢者が生じないように国や県に要望していかねばならないのではないかとこのように考えております。

18番（野田紀子君） そのとおりでございます。市の段階で解決できる問題ではございません。国・県に御一緒にこの要望を上げていくように、私どもも頑張っていきたいと思っております。

では、次にいきます。

議長（山本一成君） それで、この項目は終わるのですか。次にいくのですか。

18番（野田紀子君） 時間がどうかと、失礼ながら思いまして……。

議長（山本一成君） それは、私が判断することです。次の項目に入るのですかと聞いて

ているのです。今の項目は、それで終わりですか。

18番(野田紀子君) 終わります。

議長(山本一成君) 休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長(萩野忠好君) 再開いたします。

18番(野田紀子君) では、お昼前に続きまして、健康診査について質問をさせていただきます。

テレビのコマーシャルでも「メタボ、メタボ」と毎回出てまいりまして、6月中旬にはニューヨークタイムスに「細いウエストを探して膨大な数の人をはかる日本」とやゆされております。ウエストではなくておへその周りの寸法なのですが、男子85センチ以上、女子90センチ以上が、本当にメタボリックの病気を起こしやすいかどうかというのは不明であると、厚生労働省の研究班からの意見も出ております。さらに日本人の場合、BMI25くらいの小太りが長生きという説もございます。メタボ予防のためという特定健康診査、特定保健指導は、受診率が目標までいかないときは、保険者にペナルティーがあると聞いておりますが、別府市の国保加入者の受診率と今後の課題を聞かせてください。

保険年金課長(古庄 剛君) お答えいたします。

国保加入者に対する特定健診につきましては、40歳から74歳までを対象に本年6月から実施いたしております。健診方法は、個人の医療機関や健診センター、厚生連健診センターでございますが、ここなどで実施している個別健診と、市内の公民館等の会場を利用して実施した集団健診で行ってきたところでございます。詳しく申し上げますと、個別健診は6月から11月まで、市内約80カ所の医療機関で——個人の医療機関でございます、ほとんどは——また集団健診につきましては、利便性等を考慮いたしまして7月と12月に各月3日間で市内6カ所の地区公民館等で延べ12回実施いたしておりますし、また今後も——まだ12回実施してないのですけれども——計12回実施する予定でございます。

受診状況についてですが、平成20年12月4日現在、今年4日現在では12.3%と、県下の他の市町村と比べまして低い受診率でございます。低い理由といたしましては、特定健診の前身の基本健診、生活習慣病健診の時代から本市の健診受診率は低率でございましたので、市民の健診に対する意識が受診率に影響したのかなというふうなことで分析いたしております。

また、この特定健診制度では、これまでの健診と受診の際の手続き等が変わった関係から、この制度自身になじめないことから、この受診率が低くなったのかなというような感じを持っております。

市といたしましては、今後、特定健診が病気の前兆の早期発見等、その要因となる生活習慣を改善させて自分の健康維持につながることを被保険者に理解していただきまして、健康に対する意識を高めるために、さらに周知徹底していく必要があるのではないかとこのように考えております。

なお、現時点において国が示しているペナルティーの関係ですが、概要を御説明いたしますと、この受診率というのは平成24年度の受診率、この特定健診の最終年度となりますが、5年スパンですが、最終年度となる24年度の受診率によって平成25年度以降の後期高齢者支援金の加算・減算の対象となります。具体的に申し上げますと、平成24年度時点の国の示した国保受診率の目標というのは65%に定められておりますが、この半数の33%を上回らなければ、後期高齢者支援金、保険者が拠出いたしません後期高齢者支援金の加算対象となるというようなことまで説明されております。このように後期高齢者

支援金の保険者負担金が増加されると、どうしてもその分を一般財源、税財源に転化せざるを得ないような形になってまいりますので、税を上げなければならない、こういうふうになるわけでございます。

18番(野田紀子君) 受診率が上がらないと大きな「ばつ」がかかってくるということですが、この受診率向上のために是が非でもということですが、向上のための具体策はどのようになっておりましたか。

保険年金課長(古庄 剛君) お答えいたします。

特定健診等の受診率向上対策といたしましては、受診券を送付する前から従来の健診制度との相違点や今回の健診制度の目的等を理解していただくため、特にこういうことに重点を置きまして、事前からかなり啓発行動をいたしております。具体的には、受診券を個々に郵送する際に健診の詳細を載せたリーフレットを同封したり、それから市報やケーブルテレビ、広報車、それから自治会等を通じてのチラシの配布、それからまた町内に掲載いたしております町内掲示板などの掲載、あらゆる手段を通じまして広報に努めているわけでございます。

また、これとかわりまして、これまでの広報と違ったやり方で、よりきめ細かな広報活動といたしまして、重点的に受診率の低い40歳から50歳代の未受診者を対象に個人あての勧奨通知を送付いたしております。また、これと別に年度末になりましたら、特定健診の初めて対象者となる40歳の方々に、前もって特定健診の勧奨の通知を送るような準備を今いたしておるところでございます。

このように、市といたしましてはきめ細かなこの特定健診に対するPRといたしますが、こういうものを今後とも続けてまいりたいと考えております。

18番(野田紀子君) きめ細かく、受診率を上げるように努められるということでございます。

これまでの基本健康診査では、心電図、貧血、眼底検査がありました。ことしからの特定健診でこの三つ、どのような取り扱いになっているのでしょうか。

保険年金課長(古庄 剛君) お答えいたします。

検査項目につきましては、国の指針に基づいて運用されております。その中で心電図や眼底検査などは、従来の基本健診では医師の判断にゆだねられていましたが、特定健診の中では前年の健診データの基準値によって必要か否かを判断することとなっております。また、特定健診等に要する経費等につきましては補助基準が設けられておまして、基準額の3分の1ずつを国・県、それから保険者――別府市の国保の場合に国民健康保険でございますが――保険者が負担することとなっております。心電図や眼底検査等を国の指針どおり運用しないと、当然のことながら国の補助対象とはなくなりまして、保険者負担がふえてまいりますので、県下の14市の各保険者市町村ともみんな国の方針どおり運用しているところでございます。

18番(野田紀子君) この特定健康診査ないしは基本健康診査につきましても、病院の先生の御意見を伺ってまいりましたが、特に心電図につきましては、病院の先生のお話では、「1年前のデータを参考にしたのは、余りにも古過ぎる。時間がたち過ぎていて。医師として、心臓疾患の心配があれば、それはどうしても心電図をとる」。そしてそのとった心電図が、国の言う基準に合わなければ、その費用はお医者様の場合、自分の持ち出しにしているということでした。ほかに病院はたくさんあるわけですし、この国の基準に合わない場合、どうなるのかということと、特定健診の健診委託単価を教えてください。

保険年金課長(古庄 剛君) 委託料の単価の方から、お答えさせていただきます。

別府市の特定健診の単価は、医療機関の個別健診の場合は4,935円から5,670

円で、健診車による集団健診の場合は4,725円となっておりますが、国の基準額につきましては、年齢別それから課税・非課税別、個別・集団別など詳細に区分されておまして、一つ一つ申し上げるときりがありませんので省略させていただきますが、要するに国の基準単価の方が、市の委託料単価よりも低く設定されております。

また、今の議員さんの御指摘は、今回の国の基準というのが矛盾があるのではないかとというような趣旨の御指摘だと思いますが、市といたしましては、国の補助対象にこの特定健診を乗せるためには、やっぱり現行の制度がいい悪いというのは別にいたしまして、現行の制度の中で運用しなければならないのではないかとというふうに考えております。

18番(野田紀子君) 特に心電図検査について、今まで約600件の心電図の検査があったそうですが、そのうちの多くがいわゆる国の基準に合わないおそれがあると聞いておりますので、この点また先々どうなるのか、私も大変心配でございますが、善処方を願ひしまして、次の質問にいきたいと思ひます。

次は、後期高齢者の健康診査についてお伺いをいたします。

後期高齢者の特定健診は、法律上は努力義務とされておりますが、広域連合では実際には実施されております。その項目には心電図、貧血、眼底検査がありません。「加えてほしい」との声をまた病院関係者からも、さらには当の後期高齢者、75歳以上の高齢者の方からもお聞きをいたしますが、この点どうでしょうか。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

後期高齢者の場合、心電図、貧血、眼底検査などの詳細な健診につきましては、後期高齢者は医療機関での治療という形で、検査という形からは外れております。このことは、後期高齢者については、75歳となるまでに特定保健指導が行われてきているということ、また後期高齢者は生活習慣の改善による疾病の予防よりも生活の質を確保し、本人の残存能力をできるだけ落とさないようにするための介護予防が重要であるということが前提となっております。後期高齢者の医療のこの財源は、主に保険料で賄われております。別府市単独で補助するということは、特定健診のあり方そのものにも影響してくるものと思われまますので、広域連合や県内の市町村とも十分協議が必要ではないかというふうに思っております。

18番(野田紀子君) 私もこの点、特に40歳以上の方も含めて特定健康診査から落ちるこの3項目、どうなっているのかということインターネットなどで調べたのですが、これを一般財政でしているということは、私が探した限りではまだ二つ三つしかございませんでした。ですので、御答弁のとおり広域連合、また県内のほかの市町村とも慎重に討議をされるように、特にお年寄りの心臓というのは、いつどうなるかわからないというものでありますので、検査を進めていくように討議をお願いしたいと思います。

この御答弁にもありましたけれども、「75歳以上は残存能力を落とさないように介護予防で」とございましたが、病気の早期発見のための健康診査は、介護予防事業ではできません。75歳になったら健康診査の実施義務がなくなる、これでは本当に医療差別を受けているといっても過言ではございません。この心電図、貧血、眼底の検査項目が減らされるということについても、専門家であります病院や医院の先生方の御意見をお聞きしますと、「このいずれの検査も、わずかの異常の兆候を見つけ出して早期治療をするために実施するものであって、こういう予防事業というのは、保険制度にはなじまない」という御意見でございました。このような保険制度で予防事業をより充実させようとするれば、その努力は国保税や後期高齢者保険料を増額するという悪循環に陥ってしまいます。2006年の通常国会で決定したこの医療改革法というのが、国民の健康にとっては制度の改悪となっていることをここで指摘をしておいて、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、保健センターでございます。



保健センターの地域包括支援センターとの連携についてでございますが、今度できます保健センターは、病気の予防にも大いに頑張っていたきたいと思っております。その病気の予防のための健康診査の受診率について、一言申し上げたいと思います。

国保の特定健康診査の受診率が低いという御答弁がございました。この健康診査は、去年までは予防事業として保健医療課の仕事でございました。私どもは、繰り返し保健師を増員して高齢者の訪問、健康診査、またがんの予防検診などを充実していただけるようにとお願いをしてまいりました。そのがん検診の項目もふやしていただき、この人減らしの中でも保健師は増員をしていただいております。国保の市民のみ対象というのではないのですけれども、基本健康診査の受診率が、平成12年度で36%、14年度で40%、16年度で42.6%、18年度49%と年々上がってきております。これも職員の方の相応な御苦労と健診の実施方法との大幅な改善があった結果と思っております。

それを、ことしから突然、特定健康診査として心電図などの項目を減らした上で受診率を上げようとしても、それは無理です。保険年金課、高齢者福祉課、保健医療課と縦割では、市民の健康は到底守っていくことはできないと思います。健康診査は、国保や後期高齢者保険でなく、社会保障として去年までのように国・県・市の一般財政で負担してこそ予防ができ、健康を守り、医療費を抑えることができます。こう申しますと、大変まどろっこしいようではありますが、長野県の佐久市では、現にこの方法でもう長年成功しております。これも別府市としても、ぜひ手本にさせていただきたいと思っております。

この予防に関連しまして、地域包括支援センターとの連携ということで提案をいたします。

先日のテレビであったのですけれども、鳥インフルエンザの死亡率が、インドネシアは88%、エジプトでは44%と低くなっている原因が、エジプトは、日本でいう保健師さんが各家庭を訪問して、鳥インフルエンザの正確な情報を伝え、風邪を引いていないか、せきや熱はないか尋ねて、もし鳥に触れているのであれば直ちに隔離、入院させ、早期に特効薬のタミフルを飲ませて治療し、死亡率を下げているという番組がありました。

こんな予防事業を別府市でも複数の、例えば中学校区に1カ所くらいの保健センターの枝、枝といいますかランチを置き、それぞれの担当区の人口に見合う保健師さんを配属すれば、各区の市民の健康をいわば手のひらに乗せて予防健診に当たることができます。それには、今ある地域包括支援センターの機能を十分に発揮させるように体制を整えてはどうかと思うのです。現在の地域包括支援センターの規模や、また権限の発動などを考えますと、地域包括支援センターにおける対応には当然限界がございます。例えば中須賀であった、介護に疲れた娘が親をあやめた事件、これも地域包括支援センターだけでしょい込むしかなかったのであります。このようなことから見ても、行政がしっかりと携わる必要があります。もともと国は、地域包括支援センターを「民間でしろ」とは言っていなかったのですから、もうすでに民間になっているのですが、今後、それぞれの段階を踏んで市の直営にし、市民の健康を守る機能を充実させるようにしてはいかでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 地域包括支援センターにつきましては、直接の担当ではございませんが、現在、別府市の方で進めております別府市の新しい保健センターの構想の中で、具体的な業務について現在検討している状況でございますので、連携できる部分につきましては連携していきたいというふうに考えております。

18番（野田紀子君） 積極的な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

次は、その保健センターの機能について質問をいたします。

保健センターの計画が具体化しておりますけれども、どのような事業を実施されるのでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市の保健センターにつきましては、ことし7月に医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会の皆さんと、それから東部保健所、別府市の代表8名で組織した別府市保健センター設置準備委員会において、これまで会議を7回ほど重ねてまいりました。現在までに改修内容を含め事業内容についても、大枠で同意を得たところでございます。

施設の特徴としましては、6月議会でも若干御説明させていただきましたが、利用者の方の利便性を第1に考え、3師会の協力をいただき、別府市内に点在しております夜間子ども診療、夜間子ども薬局、そして歯科の休日診療を行う口腔センターなどの施設も、新しい保健センター内に入っていただけるようになっております。今後は、設置準備委員会を中心に運営方法について詳細な打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

18番(野田紀子君) 診療所を併設するとなると医療機械も当然必要ですし、それに伴う建設も、改修というよりもむしろ本格的な建築になるのではないかと、素人としても考えるところでございますが、市民が待つこと久しかった保健センターでありますから、できるだけよいものをつくって、事業も充実されるよう期待をしております。

次に、高齢者の福祉に移らせていただきます。第4期の介護保険料と施設について伺います。

第4期の介護保険事業計画でも、介護保険料は引き上げないこと、また低所得者が入れる施設の整備が求められております。第4期の事業計画の検討状況をお答えください。

高齢者福祉課長(伊豆富生君) お答えいたします。

現在、第4期の介護保険事業計画の策定を進めているところでございますが、保険料並びに施設整備計画とも、まだ具体的な数値を得るまでには至っておりません。介護保険料については、介護サービスの利用料や、あるいは介護報酬の決定がなければ決められませんが、介護保険給付の状況は、第3期介護保険事業計画期間における傾向が続くものと考えています。また、介護報酬については、介護従事者の待遇改善のため、引き上げが検討されているところであります。これらの国の動きを注視しながら、慎重に検討していきたい、このように思っている次第でございます。

18番(野田紀子君) すみません、施設整備計画を伺っておりませんが……。

高齢者福祉課長(伊豆富生君) お答えいたします。

施設整備計画ですが、施設整備につきましては、県の支援計画のもとで圏域ごとの調整が必要となってきます。県の支援計画及び圏域調整会議の開催を経て、別府市の整備計画を具体化していきたい、このように考えている次第です。

18番(野田紀子君) では次に、市営温泉の利用について伺います。

満70歳以上の市民には、市営温泉9カ所に無料で毎日1回入れる「高齢者優待入浴券」というものを交付しておられますが、来年度から年間180回、現在の半分に減らす予定と聞いております。私は、区有区営温泉の水道料金負担が経営を圧迫している状況、ある温泉の決算書で見せていただきまして、水道料の負担軽減を市がするようにと質問をしたこともございます。高齢者からの御要望もあります。ぜひ、この毎日1回温泉に入れる現行水準を続けていただきたいのですが、いかがでしょうか。

高齢者福祉課長(伊豆富生君) お答えいたします。

「高齢者優待入浴券」は、高齢化が進む中、年々発行枚数がふえ、このことが地区の区営温泉の経営を圧迫しています。また温泉施設は指定管理者制度を導入していますが、使用料制度をとっている場合は経費ばかりかかるといった意見も出ております。そのほかにも近くに市営温泉がない地域もありますので、全員がこの制度の恩恵を受けているわけではございません。したがって、現行の入浴回数の制限がない状況を見直し、年間180回利用できる回数券方式に切りかえていきたい、このように考えている次第でございます。

18番(野田紀子君) 19年度に、延べ35万人の無料券利用の温泉に、お年寄りが入浴されたと聞いております。市営温泉の無料券で高齢者が地区の区有区営温泉に来なくなったので経営難になったということですが、各町内ごとにある区有区営温泉は、別府市ならではの温泉文化、温泉情緒をあらわしております。その経営の意義は、まちづくりの一環として本来市行政の務めです。今回、所得の低い高齢者が、年180回の温泉行きで辛抱したら、やはり経営の圧迫は変わりません。指定管理者制度は、市行政が始めたことです。高齢者の責任ではありません。近くに市営温泉がある人の入浴回数が減ったからといって、市営温泉に遠い人が得をするわけでもありません。70歳以上の方の年金、ほとんどの方が年金4万円から7万円足らずです。冬はストーブも儉約し、温泉でみんなでおしゃべりをし、痛むひざも痛む腰もぬくもって、寒い家に帰って冷えないうちに布団に入ります。無料の温泉は生活の楽しみであり、ぬくもりです。無料温泉あればこそ、独居高齢者は外に出て人と接することができます。さらに、温泉は別府市の唯一の資源です。今はやりのエコでもあります。観光別府を支えてきたお年寄りの毎日1回温泉に、この水準の維持こそ「ONSENツーリズム」を標榜する泉都別府がしなければならない水準ではないでしょうか。もし御答弁があれば……。

(答弁する者なし)(「なし」と呼ぶ者あり)

18番(野田紀子君) なしですか。

副議長(萩野忠好君) 続けてください。

18番(野田紀子君) では次、続けます。市立図書館についてお願いをいたします。

「図書館を見ればその都市の文化度がはかれる」と言われます。新しい市立図書館建設計画がありますが、図書館1館では、地域によってはとても行きにくい、余りに遠方過ぎるなどの心配があります。私は、以前の議会で分館方式の必要性も述べましたけれども、市では、この分館についてはどのように考えておられるでしょうか。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

図書館サービスの基本は、住民がだれでも、どこに住んでいても等しくサービスを受けられるようにすることであり、自治体の務めでもあると認識しております。多くの住民に行き届いた図書館サービスを提供するためには1館では限界があり、今後は分館方式を取り入れる必要性を強く感じております。現在、旧南小学校跡地に図書館を含む複合施設を建設する予定となっておりますが、この図書館の計画策定に当たっては、県立図書館や大学図書館、小・中学校の学校図書館、さらには地区公民館等との連携を図るためのネットワークシステムを整備するとともに、将来に向けた分館構想を含め、新しい図書館を図書館サービス網の中核として位置づけた基本的な構想を策定しなければならないと考えております。

18番(野田紀子君) 新図書館の構想にもぜひ市民の声を取り上げていただきたいと思いますが、その方法と、また図書館づくりをどのような物差し——基準と申しますか——によって取り組んでいくのか、あわせてお答えをください。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

新図書館の施設構想やサービスのあり方については、図書館法、文部科学省で示された公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準、さらには日本図書館協会が示す公立図書館の任務と目標等に十分照らし合わせたものにしなければなりません。こうした中で、利用者である市民の声を反映させることは大変重要なことであり、その後の図書館運営のあり方についても、市民の意見等を取り入れることが必要だと考えております。そのような市民の声を反映させる場として、来年度より図書館法第14条に基づく図書館協議会の設置を検討しております。この協議会は、図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館方針について館長に意見を述べる機関となっております。この協議会を通じて住民

の意見や要望を図書館運営に反映させることができるものと考えております。また、このような公的制度的な住民参加とは別に、必要に応じてアンケート調査や利用者の意見や要望等を聞く場を設けるなど、住民ニーズを把握することも行っていきたいと考えております。

18番(野田紀子君) ある一定の基準、物差しがあるということをお聞きしまして、安心をいたしました。

つけ加えさせていただきますと、図書館職員のモラルとして「図書館の自由に関する宣言」というものがございます。さらに、2003年に指定管理者制度が始まりましたので、それを受けて日本図書館協会は、「公立図書館の指定管理者制度について」というのを全国調査いたしまして、その調査研究の結果を公表しております。これもぜひ参考にして、図書館づくりを進められるように提案をしておきます。

続いて、低層住宅地内の高層建築について伺います。

建築主と周辺住民とのトラブルについてでございます。この東荘園町4丁目3組の8階建て高層マンションの建設につきましては、3月議会に「反対」という請願が出され継続審議になって、6月議会で不採択となりましたが、そのときに、このようなトラブルを解決するように努めよという附帯決議がつけられております。9月議会で、このシステムを本年度中にもつくりたいという御答弁がございました。現在、その進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

都市政策課長(福田 茂君) お答えします。

中高層建築物等の建築主と周辺住民との紛争等に係る調整システムの整備について、条例または要綱等を制定し運用しております。大分市初め他6都市の状況について調査をしてまいりました。その各都市の調査結果を検証しながら、中高層建築物等の建築に係る紛争等の調整システムに関する要綱などの制定に向けて、ただいま作業を進めております。

18番(野田紀子君) 作業を進めておられるということで、期待をしております。

この東荘園町のマンション問題と申しますか、あえて言えばマンション問題の後にも、かなりの高層マンションが建てられているようでございますが、この建設に対する周辺住民の皆さんから市への要望などもしあれば、市はその対応をどうしておられるのか教えてください。

都市政策課長(福田 茂君) お答えします。

東荘園町における別府市環境保全条例第40条に基づく指定建築物の申請は、本年の3月24日付で受け付けしておりますが、それ以降本日まで3件の申請がございます。この3件の申請のうち、周辺住民からの建設反対の要望書が1件ございます。その要望の対応につきましては、関係法令及び関係条例に係る事項につきましては、関係各課と連携を図りながら、担当部署から建築主及び設計者へ助言や指導を行っておりますが、それ以外の事項につきましては、建築主に対しまして、周辺住民の皆様方の要望内容をお伝えするとともに、要望内容の解決に向けて誠意を持って話し合いなどを行い対応していただくよう、建築主の方をお願いしております。

18番(野田紀子君) この東荘園町の高層マンションの建築につきましては、周辺住民の皆さんと建築会社との話し合いを毎月1回しております。加えて必要なときは建築現場への立ち会いもしているところでございます。建設会社の方で中部中学通りの側溝を壊したという事故もありましたので、周辺住民の皆さんは、そこはきちんとチェックをしなければならないと、必要性を感じているようでございます。問題のその側溝の上も、今は工事現場の中に囲い込まれている始末でございます。最近、6階以上になったぐらいのときだと思いますが、落下防止の設備、斜めになりますあの落下防止の板と申しますか、斜めになった板を中部中学通りの方にだけ実はつけておりました。西側、割と狭い路地なの

ですけれども、そっちの方には何もなかったのですが、やはり8階建てになるようにどんどん高くなるわけですから、子どもの通学路でもありますし、「こんなところに落下物防止がないのは大変危険だ。西側にもつけるように」と、周辺住民の皆さんで抗議をしてつけさせ、さらには工事開始時刻が、取り決めた8時半よりも早いということも指摘して、改めさせることができました。さらには、マンションの敷地と道路の境のフェンスも、これもかえさせ、さらに150センチといていたものを、「こんな低くて」ということで180センチ、190センチにかえさせようとしているところでございます。

このようにできるというのも、周辺住民の皆さんが非常にまとまっている本当に希有な例だと思います。黙っていると、住民の要求はもう何一つ通りませんし、全部無視されてしまいます。ですから、このシステムをつくられるためにも、ぜひ住民の立場に立った紛争防止システムをつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

建設部長（高森克史君） お答えいたします。

中高層の建築物等の建築にかかる紛争調整システムの整備に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

18番（野田紀子君） 今も、どんどん高層マンションが建っているようでございますので、ぜひこのような有効なシステムをつくっていただけるように、最後に重ねてお願いをしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

19番（堀本博行君） 大変に御苦労さまでございます。それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思いますが、事前の打ち合わせで若干了解をした部分がありますし、ダブリもありますので、きょうは30分と言わず40分ぐらいで終わりたいと思っております。（笑声）

項目としては、区営温泉の問題それから定額給付金の問題、それから中小企業の支援について、それから父子家庭の問題、それから浜脇モールの問題、この5点について質疑をさせていただきたいと思っております。簡潔な答弁を、期待しております。

初めに区営温泉の問題についてでございますけれども、区営温泉、俗に言う町内温泉でありますけれども、これはこれまでもいろんな議論がなされてきております。特に町内温泉の運営の厳しい現状というのは御案内のとおりでございますけれども、私も浜脇の出身で首藤先生と一緒にありますけれども、最近、浜脇の界限を改めてちょっと調査をしてまいりました。浜脇1丁目、2丁目、3丁目だけを見ても、多くの町内温泉があります。東温泉とか浜脇温泉、湯都ピア、それから東蓮田温泉、西蓮田温泉という、3丁目の中でも湯都ピアを入れて5カ所という、こういう高齢化率の高い浜脇界限でも、店はなくなるけれども温泉は厳然としてあるわけでありまして。また1丁目の橋を越えて朝見川を越えると、日の出温泉、松原温泉、住吉温泉、紙屋温泉、それから市営の永石温泉、それから末広温泉という、これまた5カ所ぐらい集中して、あの界限にあるわけでありまして。こういう温泉の中から、私も管理の方々といろいろお話をする機会があったのでいろいろお話をさせていただきましてけれども、それぞれであります、現状は。財政状況というのはそれぞれでありますけれども、私も小さいころ、浜脇の東蓮田温泉に子どものころよく入りに、よくというか毎日のように入りに行きました。当時は夕方から夜にかけて、今見ると小さいのですね、温泉が、あの蓮田温泉というのは、今、昼間は無人であります。箱を置いておいて「この中に入れてください」と、入れておるのが入れんのかわからんのだけれども、自分で入浴券を入れて、それから入るという。私なんか子どものころは、あの小さい温泉がまさに芋洗い状態で、よく大人の方に怒られて、「静かに入って、早く上がれ」とよく怒られたものでありますけれども、最近はいつ行っても大体貸し切り状態で、だれも入っていないというのが現状であります。

そういった非常に厳しい財政状況の中で、運営がなされております。また、一つ一つ問

題点、例えば入浴料の問題にしても、それぞれ町内温泉でも違いますし、洗髪料を取っておるところもまだあります。「幾ら取っておるのですか」と言ったら、「40円」と言っていました。洗髪料の券も用意しておいて、1回40円で洗って、それを10回行って、10枚もらうとただになるという、非常に大変な中を運営をしているのだなということを感じました。ひとつ洗髪料の券といったら、市営温泉は今もう洗髪料は取っておりません。人と話しておいて、「市営温泉は何で洗髪料を取らんのか」と言われまして、「なぜかな」と知らん顔をしておったのだけれども、これはうちの、今は卒業していった岩男さんが、「洗髪料を取るのをおかしいではないか。男も女も髪の毛の長さは一緒だ」と言って、それで取らなくなったという経緯があって、私も、「だれがしたのか」と言うから、「知らんですな」と言っておったのですけれども、現実そういうふうないろんな細かいところで苦労している状態がよく見えてまいります。

その中で水道料金の減免の問題、先般2006年それから2007年、いろんな形で区営温泉、町内温泉の方々と行政執行部と意見交換ですかね、これもいろんな形で記事も見させていただきましたけれども、いろんな要望事項等も出ておりましたし、それが非常に厳しい現状であるということも承知をしているわけでありまして、それが非常に厳しい現状というものを執行部としてどのように考えているのか、まずその点からお聞きしたいと思います。

温泉課長（浜口善友君） お答えいたします。

区営温泉の経営が苦しいと言われる原因と伺いますか、そういった部分につきましては、まず利用者が高齢化したことということが一つ上げられると思います。次に、高齢化することによりまして、先ほど高齢者福祉課長が答弁されたと思いますが、高齢者の優待入浴というふうなことの増加も考えられます。さらに、利用者のすそ野が広がってこないということも一つの原因だろうと。その原因と伺いますか、すそ野が広がらない原因としましては、各家庭に内湯が整備されたというふうなこともあるかと思えます。原因につきましても、さまざま考えられるのでありますが、そういったところが主な原因ではなからうかというふうにご考えております。

19番（堀本博行君） ありがとうございます。おっしゃるとおりです。おっしゃるとおりで、もう一つは、先ほど出ました70歳以上の方々の入浴優待券ね、これがやっぱりどうしても話題に出てきます、お話をしている中で。この優待券、今回180回分というふうな苦渋の選択でありましょう、そういうふうな形になりました。4月からなるわけでありまして、そういうやり取りをする中でこの優待券、これを契機に例えば区営温泉の窮状を救うというふうな意味も踏まえた上で、この優待券180回、どういうふうな経緯になるかわかりませんが、それをある人と話を、管理者の人と話しておるときに、「市営温泉の無料券で区営温泉に入れてくれんかな」と。それを持って入ったときに、例えばその入浴料というのは先ほど申しましたように、それぞれ金額が違います。安いところで1回十二、三円、高いところでワンコイン100円という、こういう現状があります。そういった中でも、「例えば区営温泉がもらって半額をお戻しするとか、こういうふうなことをやっていただくと非常に助かるのだがな」。それが例えば、それぞれの入浴料の半額にするのも手でありましょうし、低額で20円、30円という細かい金額でありますけれども、それをお返ししていくという、区営温泉にお返しをするという、こういうふうなことができないかなというふうにご提案をされたのだけれども、そういうふうなことは考えにくいですかね。どうですかね。

温泉課長（浜口善友君） 御提案ありがとうございます。そのことにつきましては、今後の検討の課題であろうというふうには思いますが、選択肢の中の一つであろうかというふうにご考えております。

19番(堀本博行君) 運営する側も、いろんなことを考えながら四苦八苦しておりますけれども、いずれ、きょう、あすというふうな問題ではないわけでありましてけれども、これは市長、やっぱり今後これを成り行きに任せるといふことにはならないと思います。町内温泉そのものが旧市街地、特に南部に非常に集中をしております。これが例えば今もう南部は別府挟間線がおりてくる中で東別府、山家、浜脇1丁目界限は家がどんどんなくなって、あれに今度は高架線がずっとおりてきて、挟間線が平成20年度後半に完成をするわけでありまして。家がだんだんなくなりつつありますし、そういった意味からも浜脇温泉界限、1丁目、2丁目、3丁目のこの界限そのものにぎわいといいますか、家がだんだんなくなっていって温泉だけが残るといふふうなことにもならないわけで、現実的にはこれから将来封鎖していく、閉鎖していくという、こういう町内温泉も出てこようかと思えます。そういった意味で来年度に向けて、どういう方向でこの町内温泉を運営していくのかというのを、ただ温泉に任せるとはなくて、市と一緒に連携しながらやってこの方向性を示していくといふふうなことが大事な視点であろうと思えますけれども、これはぜひ市長のお言葉があればいただきたいと思えますが、いかがですか。

市長(浜田 博君) ありがとうございます。お答えいたします。

区営温泉の存続等につきましては、基本的には公衆衛生という公益性また利便性、利用者の利便性等を考慮すれば、存続をしていきたいという基本的な考えを持っております。課長が答弁したように、まず今後の推移を見守るといふことも大事なのですが、個々の温泉がそれぞれ異なる努力をしているのですね。

私ごとで恐縮でございますが、私は家にはふるがありません。子どもころから市有区営温泉に入っております。一時は借金をして建て替えたとき、組合員の出資で建て替えて、本当に運営も厳しい状況もありました。それも何年かたつうちに皆さんの努力でここまで来ているのですが、掃除をしてもらう、その雇う賃金さえ出ないという状況が続きました。しかし今は、組合員だけでなく、観光立市ということもありまして、鉄輪にはたくさんの観光客も来ます。そういう意味で一般の市民なり観光客の皆さんに、おさい銭のつもりで100円くださいという思いで、入浴料100円を取っております。これが意外な収入なのです。それで今、運営の一助にもなっておりますし、今、温泉道名人を目指す皆さんが、88カ所別府市内の区営温泉を回りたいという方がふえております。そういう方でどんどん利用者がふえてきたことも事実なので、そういった意味で「ONSEN ツーリズムの心」で、お客さんにしっかり温泉に入ってもらおうという気持ちで開放していけば、そういう運営面で少し助かるのかな、こういうふうに思いますし、私も一緒に入っているお客さんから、「100円でこんなきれいな温泉に入れていただいて、ありがとう」。私は、組合員ということで、「ここの地元の方ですか」という話の中でそういう会話ができるのです。ああ、こんなに喜んでもらえるのかなという感じを持ちました。

そういう意味で、私はそれぞれの区営温泉が努力をしているなという実感をしております。そういう意味でできれば、一概には言えませんが、今回の無料入浴券の見直しも含めまして、何らかの方策を考えていきたい、このように考えております。

19番(堀本博行君) ありがとうございます。ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思えます。

次にまいります。定額給付金の問題についてでございます。

これは皆さん御案内のとおりでございますけれども、総額2兆円規模でほぼ決定をしたということでございますけれども、ことしになって御案内のとおり急激な物価の高騰、またさらにはガソリンの高騰というのがありました。一時200円近くまでガソリンが上って、今また120円台におさまったという、あのガソリンの値上げは一体何だったのかというような気もするわけでありましてけれども、その間、持ちこたえられずに全国的には

閉鎖したガソリンスタンドもあるやに聞いておりますし、非常に政治の責任というのは本当に重いものがある実感があるな、責任があるなというふうに思っております。

この給付金の問題については、生活支援さらには経済対策、この2面の意味があるのは御存じのとおりでございますけれども、1人頭、全国民に1万2,000円、それから18歳以下の子どもたちにはプラス8,000円の2万円、それから65歳以上の高齢者の方々にもプラス8,000円の2万円。例えば夫婦お二人で、小学校、中学校の子ども1人ずついらっしゃれば6万4,000円という金額が出てくるわけでありまして。この金額が多いか少ないかという議論は、また別にしていききたいと思いますけれども、具体的に先般の新聞では、大分県下、給付金額が出ておりましたけれども、県下では185億何千万という金額が出ておりましたけれども、別府市では試算としてどのくらいになるのか、お答えください。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

総務省が給付事業の概要で示している、たたき台と言われる文書におきましては、対象とされていますのが、住民登録基本台帳に記載されている者及び外国人登録原票に登録されている一定の者と。この「一定の者」とは、現時点では永住者及び定住者並びにその配偶者とされております。これらの対象者について、11月末現在で試算しますと、約19億円となります。また、今、総務省で詳細な検討が必要とされるものとして、就労目的または非就労目的で在留する外国人とされております。別府の場合、留学生が大変多くございまして、今、この方たちがまた対象になるのか対象にならないのか検討中ということでございますので、もし対象となれば約3,000人以上ふえるのかなと。それにしますと、三千七、八百万円さらに追加、見込みとして追加されるのではないかという見込みをしております。

19番（堀本博行君） ありがとうございます。先般、県の説明会の中でも、新聞紙上で見ますと、かなりはっきりしない部分がまだまだたくさんあるようにあります。しかしながら、金額的には19億というこの金額が、全部が全部別府市の上に落ちるかどうかというのは別問題として、ぜひ市としても別府市で使っていただきたいというぐらいのアピールはしていただきたいと思っておりますけれども、これは平成11年のときに「地域振興券」というふうなことがありました。このときの金額が、7億何千万という金額が出ておりましたし、このときも、例えばスーパーとかいうふうな店先ではいろんな企画が出ておりましたし、特に今回の定額給付金については、3月末から4月という、行政側からすれば大変に煩雑な、異動時期の多い時期ではあるのですが、民間、我々市民からすれば例えば異動の時期というふうなことで非常にお金のかかる時期でもあります。そういった意味からぜひ別府で多くの金が落ちればいいなというふうに思っておりますけれども、現時点でまだはっきりは、断言はできないと思っておりますけれども、支給方法、これはどのようにお考えですか。

政策推進課長（梅木 武君） お答えします。

総務省のたたき台によりまして、原則としまして、1、郵送申請、口座振込方式。郵送申請方式で口座振り込みすると。2番目に、窓口申請で口座振込をする方式、三つ目に、窓口現金受領方式の組み合わせにより行うこととされております。

なお、実施に当たっては、市町村窓口の事務負担軽減の観点から、1、郵送方式、2、窓口申請方式、3、窓口現金受領方式の順番で行うことを基本としております。特に3の現金支給につきましては、多額の現金で市町村窓口において取り扱う危険性を避けるため、先ほど言いました1の郵送申請方式、2、窓口申請方式、いずれも口座振込でございますが、そういう口座振込での給付が困難な場合に限ることが望ましいとされております。したがって、私ども、このたたき台に沿って事務を進めていこうと考えております。



19番(堀本博行君) 現時点ではその辺の答弁になるかと思えますけれども、現実、これから日を追って国・県からのいろんな通達と申しますか、いろんなものが流れてくると思えます。

それから、先ほど留学生の問題が出ましたけれども、私も私なりに一生懸命考えさせていただいておるのですけれども、現時点での懸念される問題点はどのようなものがあるのか。わかる範囲で結構です、お答えください。

政策推進課長(梅木 武君) お答えします。

現時点では、制度上の問題といたしまして、給付開始は年度内の開始を目指すものとされておりますが、事業実施の詳細、そして決定等が示されていないということが一番問題と認識しております。したがって、迅速な対応をとる必要があるとは考えておりますけれども、具体的な作業に入れない現状でございます。事務上でもいろんな疑問点等がございますけれども、一番大きな問題点と申しますか悩みとしては、必要な職員数、さっき議員さんもおっしゃいましたように、年度末で各課非常に忙しゅうございます。そうしたときに、臨時職員を含む職員数の確保と、具体的にはいつから実務的な体制をとればいいのかということが、現時点の一番悩みと申しますか、そういうものでございます。

19番(堀本博行君) 大変な事務量になるかと思えますし、大変な作業になるかと思えます。ぜひ万々事故のないように進めていただきたいと思いますし、この定額給付金については、いわゆる政局絡みでいろんな報道がなされております。今回の政策そのものについてもまさに、私自身はこれは庶民の生活の、一つは一面からいえば下支え、市長のおっしゃる「市民の目線」というふうな、こういう角度の政策であろうというふうに思っております。特に世のお母さん方、毎日毎日の生活の中でマルショクとかトキ八とかゆめタウンとかに行きますと、特売のチラシの品物を一生懸命、50円でも100円でも安い品物を求めて買い物しているお母さん方の姿があるわけでありまして。またスーパーのタイムサービスのこの時間まで待って、5時のタイムサービスに向かってやるという、こういう話をうちの家内がよくするのでございますけれども、こういうふうな生活を、買い物をしているような現状の中で、これがいわゆる市民の生活、庶民の暮らしというのがこういうものであります。こういう生活を少しでも下支えをする、1回こっきりとはいえども、下支えをするというふうな角度からできたのが、今回の政策であります。

そこで、市長にちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、先ほど申しました物価の高騰、市民生活への影響、これを市長はどのようにまず認識をしているのかということと、もう一つ、この定額給付金についてどのような期待をしているのか、この2点、お答えをいただきたいと思えます。

市長(浜田 博君) お答えいたします。

急激な社会の変化状況を示しております、国民生活には深刻な影響を及ぼしているというふうに、まずは認識をいたしております。10月末に発表されました消費者物価指数でも、前年同期の対比で1.7%の上昇だということが言われておりました、日本の景気を支えてきた海外の経済状況も含めて非常に低迷しております、雇用の不安定さ、これが増大しているというふうに思っております。また一方では、国民所得は非常に伸び悩んでおりました、全国的な物価上昇と景気の低迷、これは国民にやはり不安を募らせている。さらなる景気の減速感、こういうものにつながっていくのではないかと、これは危惧しております。このような傾向というのは、全国的なものであると同時に市民生活にも大きな影響を及ぼしているというふうに思っております。国の景気対策等を、しっかりと見据えていかなくてはならないというふうに考えております。

2点目の定額給付金についてでございますが、この問題についてもいろいろな御意見があります。先ほど課長が答弁しましたように、別府市へのいわゆる定額給付金の交付見込

額が約19億円ということでございまして、これが貯蓄に回らず、この19億円、そのまま自治体にいただくといいかなと——まあ、これは個人的な思いですが。逆に言いますと、これが貯蓄に回らなくて、一定期間内に市内の各商店などで買い物をするということにつながれば、そういうふうに使われますと、私はかなり経済効果がある、このように認識をし、また期待をいたしておるところでございます。

19番（堀本博行君） ありがとうございます。一つは、これはお願いなのでありますけれども、早急にプロジェクトチームなんなりというものを立ち上げて、各部がいろんな形で分かれるのでありましようけれども、しっかりとした体制で立ち上げていただいて対策をしていただきたい。これが一つであります。

もう一つ。よく最近は振り込め詐欺云々というような、こういうことがあります。この定額給付金をねらった詐欺的な電話も、全国的にはもう不審電話がかかってきているように聞いておりますし、銀行、金融機関、それから警察、しっかりと連携をとりながら事故のないようにしていただきたいというふうに思います。

もう一つ。この給付金つきの減税というのが、非常にマスコミ等で目にする、報道がなされておりますけれども、ここ二、三年、給付金つきの減税というのが世界的に実施をされております。景気対策の中で減税は大きな力となっていることは御案内のとおりでございますけれども、いわゆる税金が発生しない低所得者の方々についても、こういう方々については減税というふうな形で言えば抜け落ちてくるわけであります。そういう方々をフォローするというふうなことから、給付つきの定額減税というのは、今、この二、三年、フランス、オランダ、イギリス、カナダ、アメリカ、そしてまた韓国というふうな国々で実施をされております。この給付つきの定額減税は、景気対策としては今世界に定着をしつつあるということをおし上げておきたいと思っております。それで、次に移らせていただきます。

それでは次に、中小企業の支援についてということでございますけれども、これもうちの1番穴井議員がやり取りをさせていただきましたけれども、一つだけちょっと気になる点がございまして。この緊急保証制度が10月31日から新たにスタートしたわけでありましてけれども、このスタートに当たって、うちも党としてこれは非常に、大分県内の中小企業の方々で、大分市内で中小企業セミナーというのを実施させていただきました。200人くらいの方々に来て、信用保証協会の方も来ていただいて、県の融資の関係の課長さんも来ていただいて、いろんなやり取りをさせていただきました。

このやり取りをさせていただいた中で、今回のうちの穴井議員とのやり取りの中で課長が、こういうふうに答弁しているのですよね。最後に、「御希望の指定金融機関に認定書及び決算書等を借り入れに必要な資料を御持参いただき、保証つき融資を申し込んでいただくこととなります」と。この「保証つき融資」というのを、さらっといい答弁をさせていただいたのですけれども、ここなのですよ。お金を借りに来る人というのは、銀行に行って「おい、金貸せ」、「ええっ」と言ったら「貸し渋りだ」と、すぐこういうやり取りになってしまうという、これは保証協会の人が言っていました。本当にそうなのだな。「やっぱり金融のどのお金を借りたいのですよというふうなことをきちっと言うような形で、借り手側も勉強してください」と。銀行に行って「金貸せ」、「担保あるか。だめだね」、こう言われて——今回、担保は要らないのだけれども——現実の会話はそうなのです。

「また貸し渋りだ。おまえのところは金貸さんな」と、こういうふうなやり取りで終わってしまっている。「10月31日から始まったのは、この補助制度の金を借りたいのですよというふうなことをきちっと言わせていただければ借りられるのですよ」。

もう一つは、「今回の、これまでとは違う別枠でお金が借りられるのですよ」というふうな、これまでの一つの大きな違いというのは、責任保証制度の違いですよね。これまで

は保証協会が80%、銀行さんにも平成19年の10月、去年の10月から責任保証制度というのが立ち上がって、銀行さんにも20%リスクがありますよと。例えば取り漏れたときは、あなたのところも20%のリスクを負ってくださいよという制度が出発をしたわけです、平成19年の10月から。これがずっとこれまで来て、今回の10月31日からの融資制度については100%保証協会、銀行には何のリスクもない、こういうふうな制度なのですね。だから、例えば熊本の肥後銀行なんかの場合は、10月31日をスタートに、これまでずっと貸せなかったところに一気にいわゆる銀行が、肥後銀行そのものが営業会議をして、貸せるような形でということですうっと回って、当初は全国の借り入れの中の半分以上——当初はですよ——肥後銀行がわあっと貸し手に枠を広げたという話も伝わってきましたけれども、現実的にそういうふうな形で銀行には一切リスクはないという、こういうふうな形のものであります。

だから、細かいことを言うと非常に保証協会とのやり取りで厳しい会社もあるわけでありましてけれども、そういうふうなものをしっかりと、これはもう銀行側が、行政もそのものだけれども、市としてやっぱり中小企業、別府市内の簡単に言えばひとり親方のところだっというわけですから、そういう中小企業、零細企業を守るという観点からちょっと動きを行政として行っていただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがですか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

制度について、今、19番議員さんがおっしゃったとおりであります。この制度を広く中小企業の皆さんに周知をする。その前に、10月28日に県のこの制度の説明会がございました。県の方は、各金融機関にこの制度を周知します。ただ、現在、1番議員さんにもお答えしましたけれども、10月31日から11月末日まで60件の認定申請の申し込みがございました。12月1日から先週の金曜まで43件ございました。103件、現在申請、また本日も午前中に4件ほどの御相談、また申請がございました。このように多くの中小企業さんの方が、金融機関経由で御相談に見えてございます。

私どもとしては、まず1社1社を回るということはちょっと不可能でございますので、まず商工会議所をお願いをし、この制度の利用の周知を図っていきたい。そして、なおかつ市内の指定の金融機関にも出向きまして、この制度の利用について再度お願いしてまいりたいと考えてございます。

19番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思ひます。期間も10月31日から1年半という期間でありますし、ぜひ周知徹底の方をよろしくお願ひしたいというふうにお願ひをしまして、次に移りたいと思ひます。

父子家庭の支援の問題でございます。

これは再三再四、「またかい」と言われるぐらいやっておりますけれども、この父子家庭が非常に厳しい現状があります。先般もいよいよ年明けて高校に入る子どもを抱えている、大学に入る子どもを抱えている父子家庭と話をする中で、「高校に入るのだが、どこかお金を貸してもらえとか、そういうふうな相談に乗ってくれるところはないのかな」というふうな形のもので、このお話をする中で、別府市の市報の11月号に「別府市高等学校・大学奨学生の募集」と、こう書いておるのね。これなら何とか月額6,500円、今度高校になるというお話でしたので、これでいいのではないかなみたいな話をしておったところが、たまたま相談を受けたのが12月11日で1日過ぎておったのです。その下に、これは県の就学支援資金などの貸付制度というふうなものが、児童家庭課を通じてあるわけでありましてけれども、この中にも、これをでは打診してみようということで参事の方にお願ひしました。対象児童ということで「母子家庭の児童、寡婦が扶養する児童、父母のない児童」といって、結局父子家庭は対象になってないのですね、これね。

母子家庭、先ほども参事に、「母子家庭と父子家庭の違いは何か」といってちょっとお

話をしたのだけでも、父子家庭に対する……、3番目の「父母のない児童」というふうな、この項目があるのだけでも、これは「父母のない」というのは両親がないということなのだね、これ。父親か母親かどっちかがない親だろうと思って私も見たのだけでも、「父母のない」家庭というふうな形になっております。それくらい父子家庭に対する支援というのがいわゆる手薄といいますが、現実的になかなか手が及んでない。特に男は収入が高いのだろうという予想のもとに、こういうふうな形で組まれたのだろうと思います。

今、全国的にも、これは何回も御紹介をしておりますけれども、ずっと調べた中で、今、父子の手当を出しているところが全国で16市ありました。別府市と人口規模が同じようなところも見ましたところ、秋田県の横手市、これが10万3,000人の市でありますけれども、ここが出ております。栃木県鹿沼市10万3,000人、それから静岡県島田市が10万2,000人。この3市が類団、似たような都市であります。私もこれからしっかりと勉強して、何とかこの支援策というものを立ち上げていただきたいというふうに思っております。

それで、行政の側としてもこれは本当、別府市内を本気でやっぱり調査してもらいたいと思うのです。しっかりした母子家庭の方、または母子家庭であってもじいちゃん・ばあちゃんが面倒見て、しっかりと生活できる方、できている方については、それはいいと思うのです、それはそれで。しかしながら、いわゆる祖父母が面倒見られないというふうな、純粋に父親と小学生の子どもが、私が知っておるところは4人おるのです。大変です、この家庭は。「こんにちは」と言ったときには、もうなかなか、部屋の中を子どもが走り回っておって、こういう現状があります。ぜひ行政としてもしっかりと現状を把握してもらいたいと思います。本当に支援の要る父子家庭というのは、余りたくさんあるものではないです。しかしながら、支援を必要としている家庭というのは、大変な状況です。ぜひそういうふうなことをしてもらいたいというふうな思いでありますけれども、いかがですか。

児童家庭課参事（廣石喜伴君） お答えいたします。

別府市として、父子家庭の方に対する経済的支援は、ひとり親家庭の医療費の助成、児童扶養手当、これは父が障がいがある児童というふうになっております。それと、あと児童手当、ショートステイと一時保育、そして母子家庭等日常生活支援事業、これは県に登録しています家庭生活支援員を自宅に派遣しまして、家事、介護、保育サービスなどをしております。それで、この各制度には所得制限がございまして、児童の年齢制限などもあります。それで、他市の状況を参考にしながらまた研究させていただきたいと思っております。そして、議員さんの御指摘については、十二分にまた研究させていただきたいと思っております。

19番（堀本博行君） ぜひ前向きに検討して、調査をして、現場を歩いて調査していただきたい、このように思います。

最後に、浜脇モールのことについて質問をしたいと思います。

これは先般も市長にいろんな、首藤先生が紹介役でお話がありました。私もモールに散歩に行ったりとか何とかでいつもしておりますから、いろんなお話を聞いていくわけがありますけれども、みらい信金が、あそこがなくなるということで、また一つ店がなくなるわけがありますけれども、行政としてあそこをやっばりきちっと埋めてもらいたいというふうなこともあるわけがありますけれども、今、空き店舗、あそこは例えば「なべさん」側のあの店舗が仮店舗、貸し店舗、反対側のマルショクのあの一角が自分のお店みたいな、こういうふうな振り分けになっているみたいですがけれども、店舗数が何店舗あって、今、空きが何店舗ありますか。

建築住宅課長（高橋邦洋君） お答えいたします。

現在、浜脇モールの店舗数は、マルショクさんを含め27店舗でございます。内訳としましては、個人所有の店舗数が13店舗、そして貸付店舗数が14店舗でございます。また、現在の空き店舗数ですが、貸付店舗のみの4店舗でございます。

19番（堀本博行君） 家賃も先般というか、何年か前にちょっと下げましたよね、それで。家賃の値下げはどのように考えていますか。

建築住宅課長（高橋邦洋君） お答えいたします。

空き店舗対策としまして、市報に掲載したりホームページで募集を行っていますが、なかなか空き店舗が埋まらない状況でございます。また、家賃の軽減につきましては、平成15年度に不動産鑑定評価を行いまして、平成16年度に家賃の見直しをしております。その後5年が経過しており、経済情勢の変動が認められることなどから、本年度不動産鑑定評価を行いました。その結果を精査し、現在家賃の見直しを検討しているところでございます。

19番（堀本博行君） 家賃についても、要するに別府市内で貸し店舗というのは、もうあそこだけしかないのです。浜脇住宅の下に貸し店舗がありますけれども、あれは貸し店舗の体をなしていません。現実的にあるのは浜脇のあの住宅のあの部分が、別府市内唯一の貸し店舗なのです。だから今度、家賃にしても例えば来年の4月、平成21年の1年間ぐらいかけてあそこを満杯にするぞというぐらいの気持ちで取り組んでもらいたいと思います。あそこを満杯にするためには、どうすればいいのかということを考えていただきたいと思います。家賃の項目でも、項目と申しますか、家賃については店舗の使用料減免、または徴収の猶予というふうな、こういう項目もありますし、この項目の中で一つ、「市長が別に定めることができる」みたいな、こういうふうな項目を1個つけ加えていただいて、当面政策的に1年、2年、がたっと下げる。その中で店舗をとにかく入れる、そこにあそこに入ってもらって、とにかく浜脇界隈を建築住宅課の課長を先頭に、あの辺の調査に回ってもらいたい。どういう人たちがあそこのふろに入って、どういう人たちが生活して、どういう人たちが買い物に来ておるのか、そのためにはどういうものが入ったらいいのかとかいうふうなことについても、職員の皆さん方があそこの店舗に調査に行って、そういうふうな動きを見せながら、ぜひそういうふうな形のものであそこを満杯にして、あれをこのままにしておったら、マルショクもいなくなりますよ、あれ。中にある野菜屋さんのばあちゃんなんか、もう昔から知っていますけれども、「私なんか、ここはもう一応自分のものだけでも、もう私しかおらんから、私がやめたら、この店舗を役所に買い戻してもらいたいのだ」、こう言う。それくらいにもう後継者もおらんし、非常に厳しい経営状態、どこの店もそうです。だから、そういった中でも、行政として少しの手を伸ばすというか、それならもうちょっと頑張ろうみたいな、勇気と希望のある政策というか、ぜひそういうふうなことで実施してもらいたいと思いますが、今後の決意を述べてください。

建築住宅課長（高橋邦洋君） お答えいたします。

募集につきましては、現地にも募集看板を掲げておりますが、厳しい経済状況もあり、出店の問い合わせがあっても契約までには至らない状況でございます。家賃の見直しとあわせまして、議員御指摘のとおり聞き取りやアンケート調査を行うなど、募集の方法についてもさらに研究し、全店が埋まるように努めてまいりたい、このように考えております。

また、私どもも年1度開かれていますモール繁栄会の総会に出席しまして御意見を伺っておりますが、さらに現在、出店されているオーナーに対しても現状把握に努め、地域が連携を取り戻していけるように、そういう方法などを検討していきたい、このように考えております。

19番（堀本博行君） 今、課長が答弁したとおり、そのとおりしていただきたい、そ

のをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（萩野忠好君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第2により議第114号別府市国民健康保険条例の一部改正についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） ただいま上程されました議第114号は、一定の出産に係る事故について補償金の支払いに備えるための仕組みの創設により出産費用の増加が見込まれるため、国民健康保険の出産育児一時金の額を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、よろしくお願い申し上げます。

副議長（萩野忠好君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（萩野忠好君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議第114号については、総務文教委員会に付託することいたします。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。あす16日から18日までの3日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は19日定刻から開会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。

よって、あす16日から18日までの3日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は19日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時29分 散会